

■共通資料編

第Ⅰ編 関連計画

令和 3 年度 苅 田 町 水 防 計 画 書

令和3年6月

苅 田 町

目 次

第1章 総 則	1
(1)目的	1
(2)津波における留意事項	1
(3)安全配慮	1
第2章 水防体制	2
(1)県の水防体制	2
(2)町の水防組織	5
(3)事務分掌	9
第3章水防活動	10
(1)動員計画	10
(2)町災害警戒本部、町災害対策本部の設置場所	11
(3)動員要領	11
(4)苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準	12
(5)県が発表する水防警報の種類、内容及び発表基準	13
(6)県からの水防警報に関する情報伝達の流れと河川氾濫に伴う警戒避難の基準水位	14
(7)県から発令される高潮に関する予警報の基準	16
(8)県から発令される津波に関する予警報の基準	17
(9)県から発令される土砂災害警戒情報に関する基準	20
(10)異常現象の発見者からの通報	22

(11)町の災害対策にかかる配備体制	22
(12)水防団(消防団員)の対応	24
(13)水防本部員の出動と水防信号	25
(14)応援要請	25
(15)自治会および自主防災組織との連携	26

第4章 情報の収集・伝達28

第5章 情報の広報・広聴29

第6章 避難所.....29

(1)避難所の位置	29
(2)避難所の開設	30
(3)避難情報の発表並びに避難指示等の伝達	33

【巻末資料】

◆資料1 水防(災害)活動報告(様式)	41
◆資料2 水防資機材	42
◆資料3 関係機関連絡先	43
◆資料4 水防倉庫一覧	44
◆資料5 災害時の臨時ヘリポート一覧および設置要件	44
◆資料6 町災害対策本部の分掌事務一覧	46

令和 3 年度 苅田町水防計画書

第1章 総 則

(1)目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、改正平成 23 年法律第 124 号）第 4 条に基づき、福岡県知事から指定された水防管理団体である苅田町が同法第 33 条の規定に基づいて苅田町における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定するものであり、集中豪雨及び異常降雨等による洪水や低地での冠水、あるいは津波による浸水災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、水災を警戒および防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(2)津波における留意事項

福岡県による地震・津波に関する防災アセスメント調査結果によれば、最も被害が想定される宇部沖断層群（周防灘断層群主部）での地震等による近地津波の場合においても本町における津波浸水想定区域は全域で 10ha 程度とわずかな範囲で、町域を大規模に浸水させるような津波襲来は想定されていない。しかし、万一の場合を想定し、津波に対しては監視を怠らず、水防団員の安全確保を確認したうえで、効果的な避難誘導あるいは水防活動に努めるものとする。

津波は発生地点から本町沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。南海トラフの巨大地震のような遠地津波の場合には、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後に津波が来襲する。また、本町に比較的近い宇部沖断層群（周防灘断層群主部）などの海底地震による近地津波の場合には、地震発生から短時間で津波が襲来することが予想され、水防活動および水防団員自身の避難に利用可能な時間的余裕は津波のタイプにより異なってくる。遠地津波で襲来まで時間的余裕が得られる場合には、正確な地震や津波に関する情報収集、水防活動および避難誘導などの対応が可能となるが、近地津波で安全な避難場所までの時間を要するような場合には、水防団員の避難以外の行動がとれないことが多い。現に東日本大震災では、水防団員や消防団員が住民の避難誘導や避難行動要支援者の避難支援や地区見回り時などに津波にのみ込まれて犠牲となっていることから、水防団員の安全を確保したうえでの対応に留意しなければならない。

(3)安全配慮

活動にあたっては、洪水、津波または高潮のいずれの対応においても水防団自身の安全確保に留意し水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際にも水防団員自身の安全は確保しなければならない。

①水防活動時には、ライフジャケットを必ず着用する。

- ②水防活動時の安否確認を可能とするため、通常の通信手段が不通でも利用が可能な携帯無線機などの通信機器を携行する。
- ③水防活動時には防水ラジオの携行など、最新の気象・地象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④洪水はもとより、津波・高潮に関する水防活動に際しては状況監視に専従する団員を別途配置するなどして携帯無線などによる常時連絡体制を確保して団員の安全確保に努める。

第2章 水 防 体 制

(1) 県の水防体制

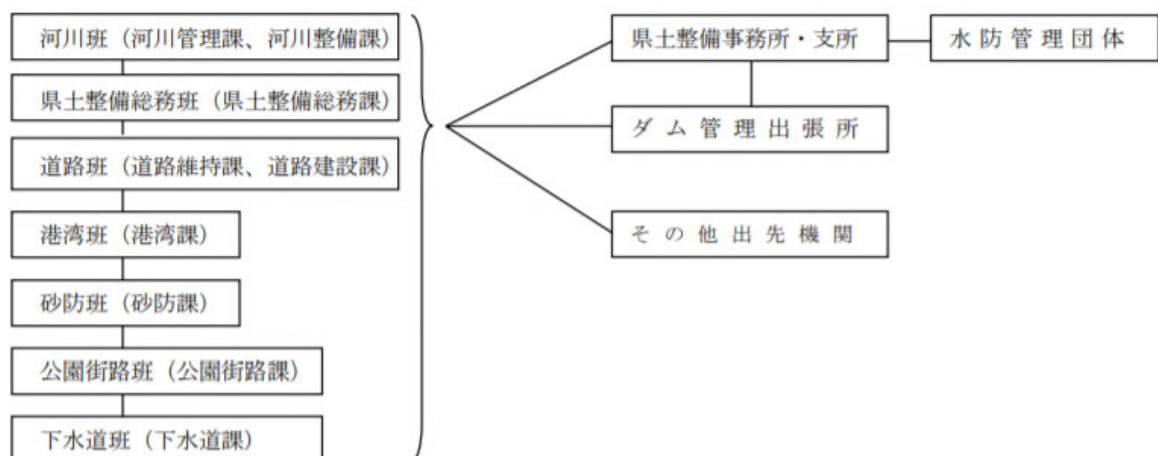
県は、福岡管区气象台等からの気象情報または国土交通省九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、水防準備本部または水防本部を次のとおり立ち上げる（平成 30 年度福岡県水防計画書 第 2 章水防組織による）。

県の水防準備配置体制と組織

1. 水防準備本部の設置

区 分		配 置 体 制	基 準 (以下のいずれかに該当で配置)
準備配置体制	水防事態の発生まではかなりの時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき。	(第 1 配備) 情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制	・ 気象注意報（大雨、洪水、高潮、津波） ・ 水防警報（国直轄区間） ・ 氾濫注意情報（国・県）
		(第 2 配備) 水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	・ 気象（特別）警報（大雨、洪水、高潮、津波） ・ 氾濫警戒情報（国・県）

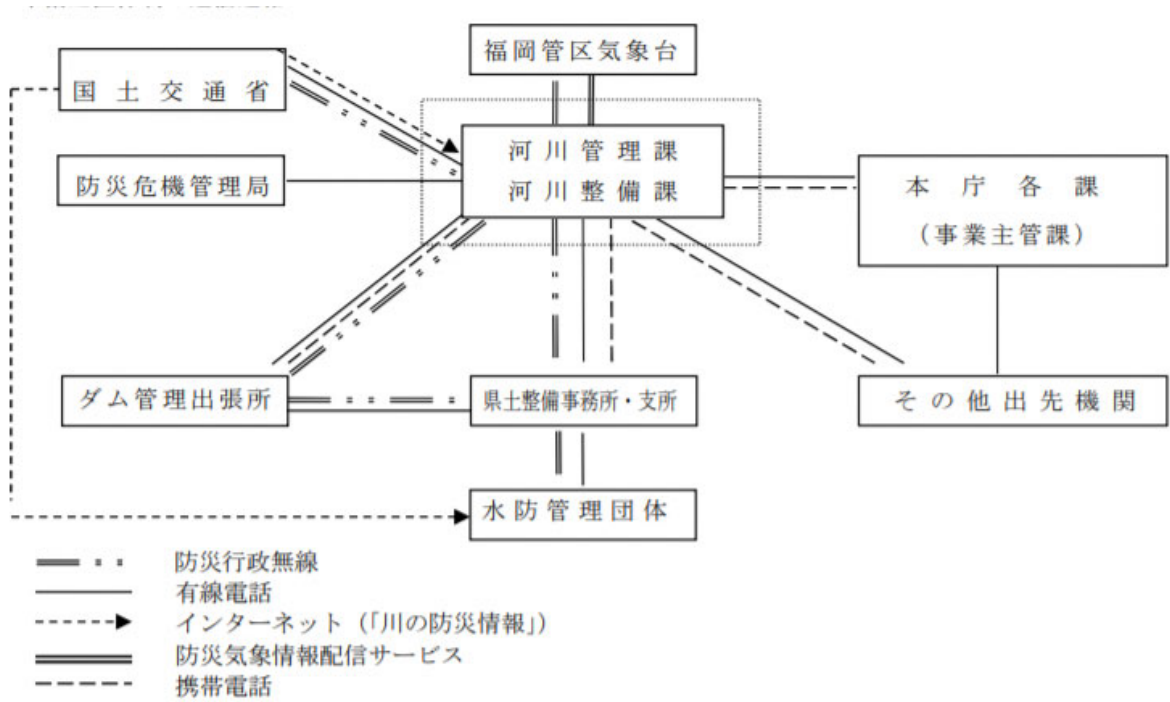
2. 水防準備本部設置時の組織



（出典：令和 3 年度福岡県水防計画書）

また、県は水防準備体制時における通信連絡系統を次により確立する。

県の水防準備配置体制時の連絡体制



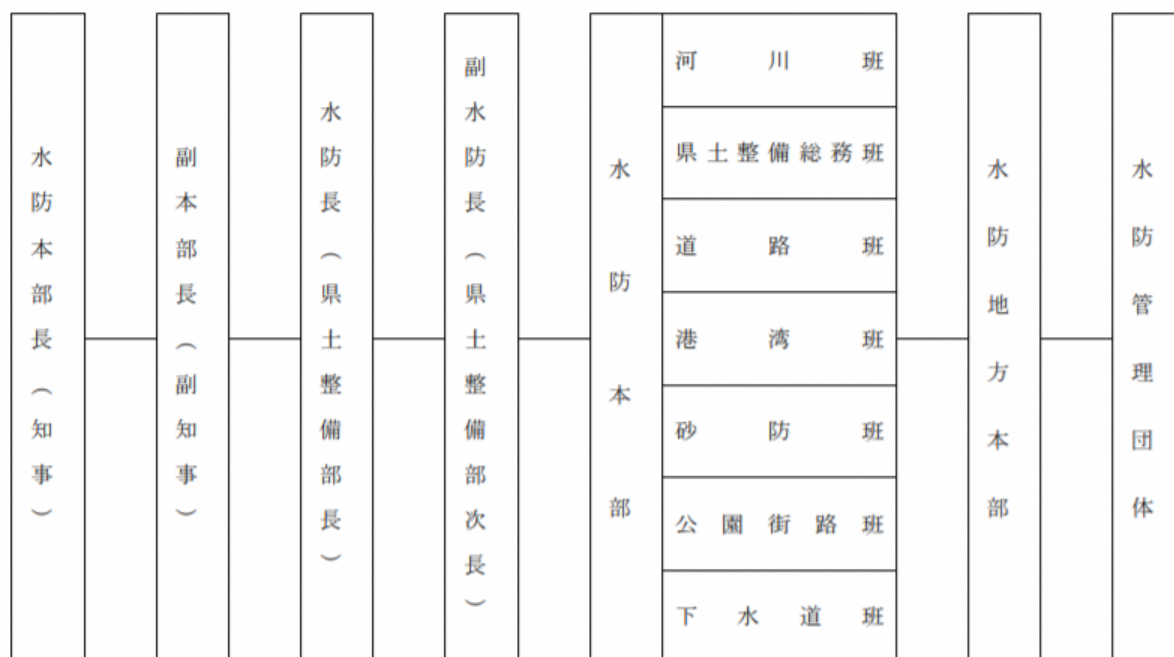
(出典：令和3年度福岡県水防計画書)

県の水防本部及び水防地方本部の設置と組織

1. 水防本部及び水防地方本部の設置

区 分		配 置 体 制	基 準 (以下のいずれかに該当で配置)
非常 配置 体制	水防事態の発生が予想され水防本部が設置されたとき。	(第2配備) 水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	・水防警報(県水防警報河川)

2. 水防本部設置時の組織



（出典：令和３年度福岡県水防計画書）

なお、本町に係る県水防地方本部あるいは県出先機関並びに隣接市町における水防管理団体の状況については、次のとおりである。

本町に係る県の水防地方本部の名称、位置および担当区域

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
行橋水防地方本部	行橋市中央１丁目２-１	京築県土整備事務所行橋支所長	行橋市、京都郡

本町に隣接する水防管理団体の状況

事務所名	郡市	町村	水防(消防)団員数	水防担当課係	電話	FAX	防災行政無線電話
京築県土整備 行橋支所	行橋市		525名 (R3.1 現在)	総務課 防災危機 管理室	0930-25-1111	0930-25-0299	78-213-70
	京築郡	みやこ町	594名 (R3.1現在)	総務課 危機管理 対策係	0930-32-2511	0930-32-4563	78-623-70

(2)町の水防組織

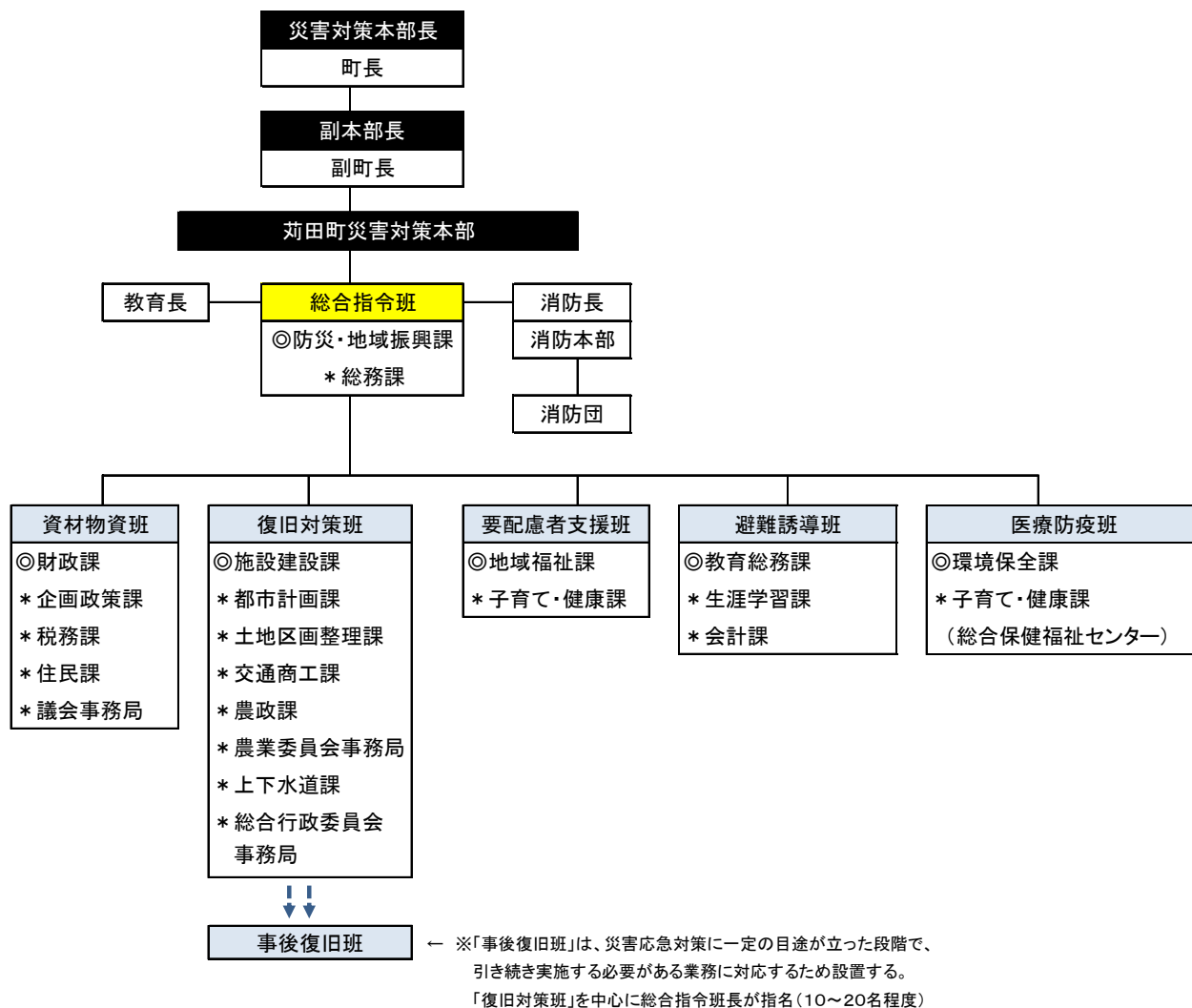
洪水や津波に対する気象情報の通報を受けてから、洪水や津波の危険がなくなるまで苅田町の水防組織は苅田町地域防災計画（以下、町地域防災計画という。）第Ⅰ編総則第４章災害の想定、並びに第Ⅰ編総則第５章災害危険箇所を示す浸水想定区域や津波の最大浸水深想定区域図などの防災アセスメント調査結果を参照しつつ、効果的な水防体制を確立する。

なお、水防体制の詳細については「地域防災計画 一般災害応急対策計画 第Ⅲ編第１章活動体制の確立、並びに第Ⅲ編第２章第５節水防計画」に示すとおりとする。

【参考】本町で想定される災害

災害	災害の態様	発生想定位置・被害概要	主な被災想定地区など
風水害	(1) 河川はん濫に伴う浸水	長峽川、小波瀬川流域（浸水想定面積 232.8ha、住家約 400 戸）	白川、片島、与原校区
	(2) 内水はん濫や低地浸水	稗田川、玉川、近衛川下流域	苅田、馬場、南原校区
	(3) 高潮による浸水	町沿岸部一帯、殿川や近衛川等の河口部	町沿岸地域、与原、南原、苅田校区
	(4) 崖崩れ・土石流・地すべり	町中央部の高城山地山麓部や町西部の白川地区の山地等の災害危険箇所	町の沿岸地域を除く、白川、与原、苅田校区等
地震災害	(1)小倉東断層（中央下部）による地震動による地盤の液状化	白川、小波瀬川、長峽川、二崎川等の沿川部、臨海埋立地	白川、与原校区
	(2) 小倉東断層（中央下部）による地震動による家屋倒壊等	家屋被害：全壊・大破約 180 棟、半壊約 160 棟 老朽ため池 51 箇所	震度 6 強：与原校区、 震度 6 弱：白川、与原、馬場校区 震度 5 弱～5 強：町全域
	(3)南海トラフの巨大地震に伴った津波	町沿岸部、長峽川、殿川、近衛川の河口部	町の沿岸地域、与原、南原並びに苅田校区

【苅田町災害対策本部編成図】



2019年4月現在

■町災害対策本部の班編制(町地域防災計画書 第三編第1章 第1節)

班 名	分 掌 事 務 の 大 綱	班 構 成
総合指令班	① 町災害対策本部長、町災害対策副本部長の防災対応支援に関すること ② 町災害対策本部会議の運営に関すること ③ 災害対応の組織運営に関すること ④ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令に関すること、およびその他本部長命令の伝達・指示に関すること ⑤ 町防災会議の各委員その他関係防災機関との災害対応の連絡調整、応援要請に関すること ⑥ 災害救助法適用の調整に関すること ⑦ 災害対応の連絡調整の総括に関すること ⑧ 職員の動員配備、参集状況に関すること ⑨ 災害情報(被害情報)の収集整理に関すること ⑩ 災害予警報の情報収集に関すること ⑪ 災害状況の分析に関すること ⑫ 防災関係機関の災害対応状況に関すること ⑬ 防災行政無線の統括運用、通信機器確保に関すること ⑭ 災害対策情報の広報に関すること ⑮ 災害記録に関すること	◎防災・地域振興課 ＊総務課 ◎消防長 ◎教育長
資材物資班	① 各種防災資機材の確保・供給に関すること ② ボランティアの応援受入れ・調整に関すること ③ 自衛隊その他機関からの応援受入れ・調整に関すること ④ 救援物資等の受入れ、調達・供給に関すること ⑤ 救援物資供給体制の確立に関すること	◎財政課 ＊企画政策課 ＊住民課 ＊議会事務局
復旧対策班	① 住民の救出に関すること ② 二次災害防止に関すること ③ 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関すること ④ 緊急輸送路確保に関すること ⑤ 被災現場における災害対策活動に関すること ⑥ その他各種施設・設備等の応急対策に関すること	◎施設建設課 ＊都市計画課 ＊土地区画整理課 ＊交通商工課 ＊農政課 ＊農業委員会 ＊上下水道課 ＊総合行政委員会
要配慮者支援班	① 避難行動要支援者の避難誘導および救護に関すること ② 福祉避難所の開設・運営に関すること	◎地域福祉課 ＊子育て・健康課
避難誘導班	① 避難指示等の実行に関すること ② 住民の避難誘導、安全確保に関すること ③ 避難所の開設、運営、避難者の安全確保に関すること ④ 小・中学校との避難者の受入れ、および避難施設の調整に関すること ⑤ その他住民対応に関すること	◎教育総務課 ＊生涯学習課 ＊会計課
医療防疫班	① 医療、救護に関すること ② 医療機関などとの連絡・調整に関すること ③ 重傷者の搬送、遺体の検視、検案に関すること ④ 防疫、衛生に関すること	◎環境保全課 ＊子育て・健康課 (総合保健福祉センター)

■町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準

分 類	体制	設置・配備の概要	配備内容
町 災 害 警 戒 本 部	警戒準備体制	○大雨、洪水、暴風等の「注意報」が発表され、災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき。 ○「震度4」の地震が発生した場合 ○大雨・洪水警報または暴風警報の発表が確実となる場合 ○河川氾濫や土砂災害に関する厳重な注意が必要であるとの発表がなされた場合 ○「津波注意報」または「高潮注意報」が発令された場合 ○海上での災害、事故災害等の発生により災害の拡大が懸念される場合 ○町隣接地域にて災害が発生した場合	防災・地域振興課を中心に、災害準備体制に指名された者が配備につく ★災害警戒体制（第1配備）に指名された者は待機体制をとる
	災害警戒体制（第1配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき ○「震度5弱」の地震が発生した場合 ○大雨・洪水警報または暴風警報が発表され、災害発生のおそれ時間が時間の経過とともに高まることが予想される場合 ○「津波警報」または「高潮警報」が発表された場合 ○海上災害、事故災害等により、人命への被害のおそれがある場合 ○町隣接地域の災害が本町域に影響または拡大してくるおそれが高い場合	防災・地域振興課を中心に、災害警戒本部体制に指名された者が配備につく ★その他町全職員は待機体制をとる
町 災 害 対 策 本 部	非常配備体制（第2配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、かつ広範囲で大規模な災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき、または広範囲にわたる被害が発生したとき ○「震度5強」の地震、または、町域に関わらず南海トラフ地震の想定震源域で巨大地震が発生した場合 ○県内に、気象に関する「特別警報」が発表され、災害の発生が予想されるとき ○「大津波警報」が発表された場合 ○台風や集中豪雨等による災害が発生した場合 ○海上災害、事故災害等により人命の被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、被害拡大が時間経過とともに確実視される場合	町災害対策本部の非常配備体制に指名された者（町職員の約半数）が配備につく ★その他町全職員は配備準備をただちに進める。
	特別非常配備体制（第3配備）	○町域で甚大な災害が発生したとき、または甚大な災害が発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が町災害対策本部の設置が必要であると認めたとき ○「震度6弱」以上の激震、または南海トラフ地震が発生した場合 ○大規模災害が発生し、多数の人命に被害が発生した場合 ○山崩れや土石流等の大規模な土砂災害、または土砂災害が多発するなど甚大な人命被害が確実視される場合 ○巨大地震が町域または町の隣接地域で発生し、甚大な被害が発生またはその被害が拡大しつつある場合 ○津波や高潮による被害が発生した場合 ○海上災害、事故災害等により、多数の人命に被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、町および周辺地域に対する迅速な救急・救助活動を要する場合	町全職員がただちに特別非常配備体制につく

(3)事 務 分 掌

「町地域防災計画 第Ⅲ編第 1 章第 1 節第 3 事務分掌」のとおりとする。

第3章 水防活動

(1)動 員 計 画

動員計画については、「町地域防災計画第Ⅲ編第1章第2節動員配備計画第1. 防災配備の種類及び第2. 動員要領」のとおりとする。

【町災害対策本部および町災害警戒本部などの配備の目安】

本部・体制区分		発 令 す る 基 準（目安）
町 災 害 警 戒 本 部	警 戒 配 備 体 制	(1)大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する注意が発せられた場合 (2)「震度4」のやや強い地震が発生した場合 (3)時間の経過とともに災害発生確率が高まりつつある場合あるいは災害による被害の拡大が懸念される場合 (4)災害発生までには時間的な余裕があるが、町災害警戒本部や町災害対策本部の発動の準備を検討しておく必要が認められるとき。
	災 害 警 戒 体 制 (第1配備)	(1)台風や集中豪雨などに伴う大雨・洪水や風雨、土砂災害などに関する警報が発せられた場合 (2)「震度5弱」の強い揺れを伴う地震が発生した場合 (3)町域で比較的軽微ではあるものの災害が発生し、または発生するおそれがあるが、その被害は限定的なものであり、町災害対策本部の設置には至らないものと判断される時。
町 災 害 対 策 本 部	非 常 配 備 体 制 (第2配備)	(1)大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられた場合 (2)「震度5強」の激しい揺れを伴う地震が発生した場合 (3)町域において局地的な災害が多数発生し、時間の経過とともに人的または物的被害の拡大が確実視される場合や、そのおそれがあると認められるとき。
	特 別 非 常 配 備 体 制 (第3配備)	(1)災害救助法が適用されるような激甚な災害、またはこれに準ずるような大規模な災害が発生した場合 (2)災害救助法が適用されるような災害発生のおそれが確実視される時。

(2)町災害警戒本部、町災害対策本部の設置場所

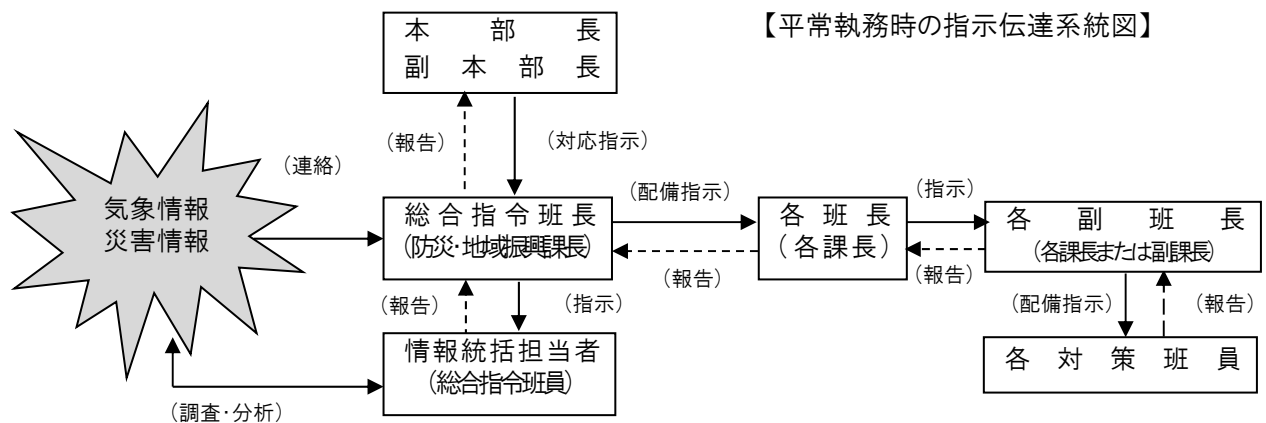
町災害警戒本部および町災害対策本部の設置場所については、次のとおりとする。

【災害警戒本部、災害対策本部の設置場所】

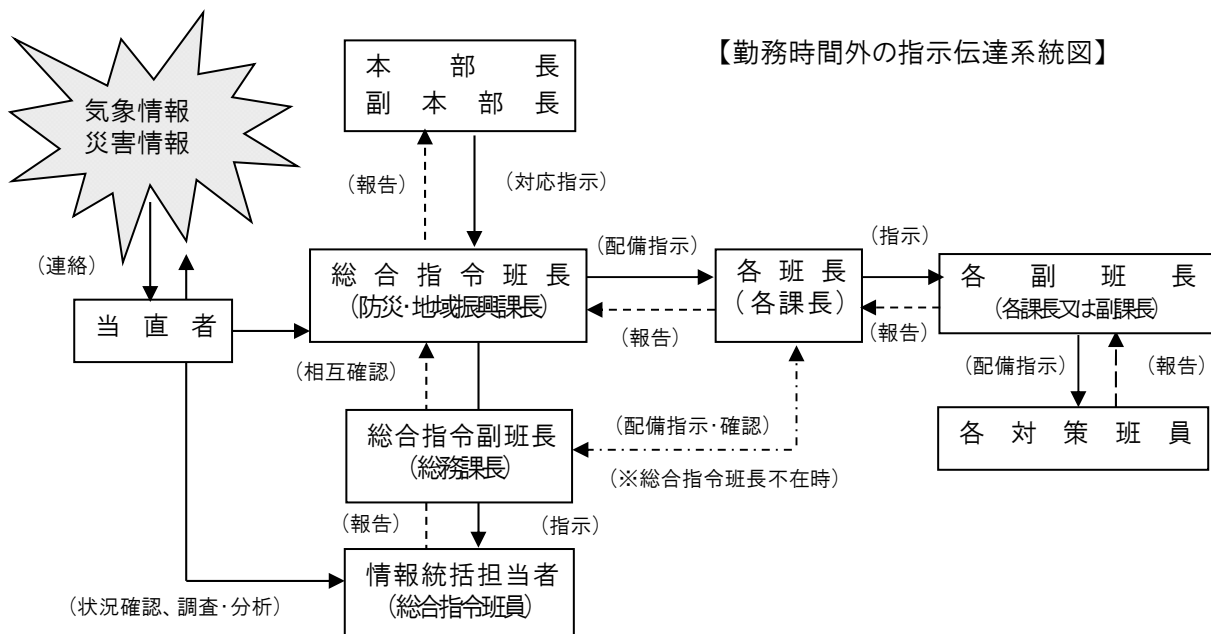
災害対策体制	本部の設置場所
町災害警戒本部	苅田町役場(本庁舎)3階
町災害対策本部 (優先順位第1位)	同上
町災害対策本部 (代替施設優先順位第1位)	苅田町消防本部(苅田町消防署)
町災害対策本部 (代替施設優先順位第2位)	苅田町中央公民館

(3)動 員 要 領

1. 平常執務時の伝達系統及び方法



2. 勤務時間外における動員



3. 町職員の自主参集

- 1) 町職員は災害の発生または町災害対策本部の設置を知ったとき、あるいは災害による被害発生が予想される場合には、配備命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡するなどして、その指示を受けなければならない。
- 2) 町職員は原則として所属する勤務場所に登庁する。

なお、勤務場所への集合が困難かつ連絡も不可能な場合においては、原則として最寄りの町の施設や避難所などに自主参集し、避難所担当者に対してその旨を報告して以後の指示を仰ぐ。

- 3) 町職員は参集の途上で目撃または覚知した災害情報を別添の苅田町災害時職員初動マニュアルなどに示す報告事例等を参照しつつ、客観的かつ要領良くとりまとめて総合指令班の情報統括担当者に対して迅速かつ正確に報告する。

(4) 苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準

本町における風水害に関する警報および注意報の種類およびその発表基準については、下表に示すとおりである。

【苅田町における大雨・洪水に関する警報、注意報の発令基準】

					(令和3年6月8日現在)	
種類		予想される重大な被害	発表基準	表面雨量 指数基準 (浸水害)	土壌雨量 指数基準 (土砂災害)	流域雨量 指数基準
警 報	大雨	山がけ崩れ、土石流、地すべり、 家屋の流失や浸水、道路や耕地の 浸水や冠水、陸上交通の障害等	－	35	152	－
	洪水	家屋の流失や浸水、道路や耕地の 浸水、冠水、陸上交通の障害等	－	－	－	長峽川流域＝22.5 小波瀬川流域＝13.1
注 意 報	大雨	がけ崩れ、陸上交通の運休、 低地にある家屋の浸水等	－	23	107	－
	洪水	中小河川の氾濫、低地にある家屋の 浸水等	－	－	－	長峽川流域＝18 小波瀬川流域＝10.4
記録的短時間 大雨情報			1時間雨量：110mm			
※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。						
※流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、 降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。						
※表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。						

(5) 県が発表する水防警報の種類、内容及び発表基準

県水防計画書に定められる水防警報の内容や発表基準、これらの基準を発表する際の本町域における観測施設については、次に示すとおりである。本町における水防関係の指定河川については「水防警報河川」として小波瀬川が指定されている。また、県では「豊前豊後沿岸」として本町を含む海岸域が高潮警報の発令対象となっている。

【県が発表する水防警報の基準(河川)】

種類	内 容	発 表 基 準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき。
第四段階 警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂等、河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(出典：令和3年度福岡県水防計画書)

【県が発表する水防警報の基準(海岸)】

海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後 沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇および波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇および波浪が激しくなる見込みがなくなったとき

【苅田町における雨量観測施設、河川水位観測施設並びに潮位・波高観測施設】

【雨量観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所在地	備考
1	殿川	—	苅田町	福岡県京築県土整備事務所 行橋支所【県砂防課および苅田町】	富久町 1-19-1	テレメーター
2	その他	—	空港北町	気象庁	北九州空港内	アメダス
3	その他		苅田北九州 空港	西日本高速道路株式会社	京都郡苅田町	
4	その他	—	苅田駅	九州旅客鉄道株式会社	京 都 郡 苅 田 町 提 3434	

【水位観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所 管	所在地	備考
1	長峽川	小波瀬川	木ノ元橋	福岡県京築県土整備事務所 行橋支所【県河川課】	上片島字上袋尻	テレメーター

【潮位・波高観測所】

No.	緯度	経度	観測所名	所 管	所在地	備考
1	33° 47'	131° 04'	苅田港	国土交通省九州地方整備局 苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	フロート式 【ナウファス】

(6)県からの水防警報に関する情報伝達の流れと河川氾濫に伴う警戒避難の基準水位

県では指定河川水位が避難判断水位に達したときには、水防管理者（町）および報道機関へ広く通知することとなっている。この避難判断水位とは、河川の氾濫による洪水発生を特に警戒すべき水位のことで、本部長（町長）が町民に対して避難指示等を判断する際の目安の一つとなるものである。県知事が発する本町に関する河川の水防警報に係る情報伝達系統や河川水位情報の提供イメージは、次のとおりである。

町災対本部は、水防警報に関する情報が県知事より通知された場合においては、小波瀬川沿いの各地区に対し、迅速な避難誘導や水防活動に関する応急対策活動の準備をただちに開始する。

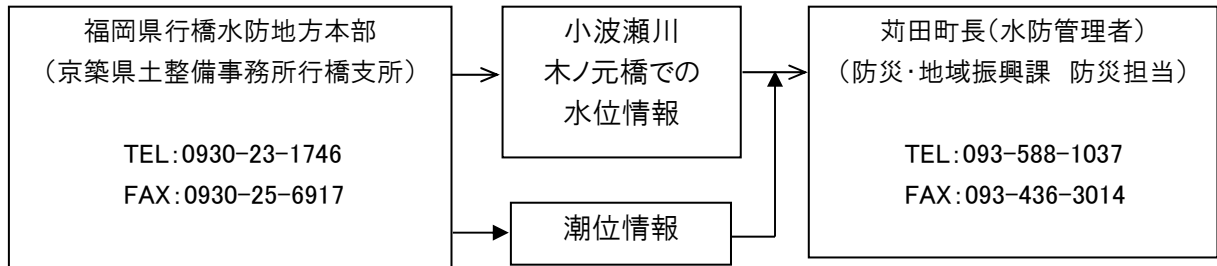
なお、本町における河川氾濫に伴う警戒避難の基準水位については次表のとおりである。

【苅田町における水位情報周知河川の情報】

河川名	観測所	場所	標高 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位(m)	氾濫 危険水位 (m)	観測方法
小波瀬川	木ノ元橋	苅田町上片島 字上袋尻	1.41	3.15	3.40	3.74	3.82	テレメーター

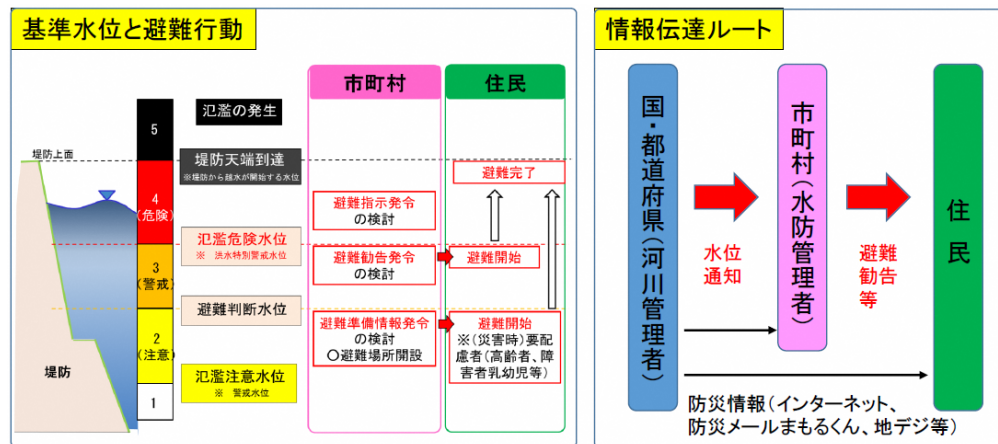
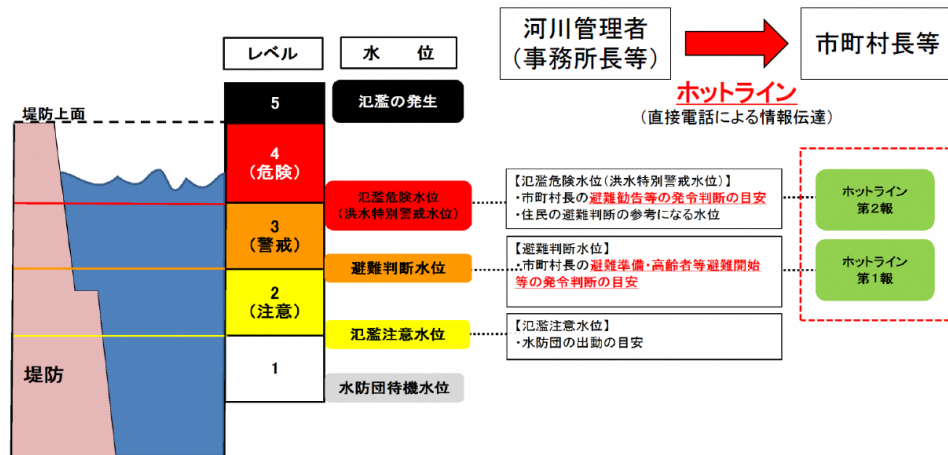
(出典：平成 30 年度福岡県水防計画書（資料編）)

【県からの水防警報(避難指示発令等の基礎情報)などの情報伝達の流れ】



【河川はん濫に関する予警報と町・住民に求められる避難行動の関係】

○水害時に避難判断が適切になされるために、市町村長が河川の水位情報を的確に把握することが重要であり、この河川の状況を、**河川管理者から市町村長等へ、直接、電話により河川の水位情報を伝達します。**



(出典：福岡県河川課 平成 30 年4月)

(7)県から発令される高潮に関する予警報の基準

県は京築地域の市町村等を対象に豊前豊後沿岸海岸地域として高潮警報・注意報の基準を次のように示している。町（水防管理者）は、県から非常配備体制が指令されたときは、町災害警戒本部または町災対本部設置について検討し、巡視員の安全確保を第一義としたうえで海岸等への監視や警戒を密に行う。監視および警戒は既往の被災履歴がある箇所やその他重要箇所等をあらかじめ要監視地点（区間）として定め、これらの地点を中心に行う。

【高潮の警報・注意報の発令基準】

対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3. 0m	2. 5m

（出典：福岡管区気象台令和4年5月）

(8) 県から発令される津波に関する予警報の基準

町は、津波による予警報が発令された場合には、以下の対応を迅速に行う。その詳細については、町地域防災計画第Ⅵ編地震・津波災害応急対策計画第2章第1節第3項に示す通りであるが、この際には対応者の身体の安全の確保を第一義に考えた行動をとることを徹底する。

- ア. 海岸域からの退避に関する広報や避難指示
- イ. 河口や河川沿いの低地からの退避に関する広報
- ウ. 海面状態の監視

【津波予報区(福岡県瀬戸内海沿岸)出典:気象庁ホームページより西日本地域を抜粋】



【沖合で観測された津波高さ、沿岸で推定される津波の高さを数値で発表する基準】

発表中の 警報・注意報	沿岸の推定値を数値で 発表する基準	沖合の観測値および沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が 基準に達した場合	沿岸の推定値が 基準に満たない場合
大 津 波 警 報	3m＜沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の 推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」 で発表
津 波 警 報	1m＜沿岸の推定値		
津 波 注 意 報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

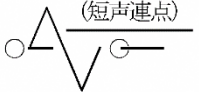
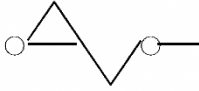
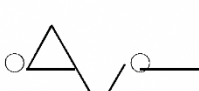
【津波情報の種類と内容】

種 類	内 容
津波到達予想時刻。予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

【津波予想の種類】

発表される場合	内 容
(1) 津波が予想されないとき	「津波の心配なし」の旨を地震情報に含めて発表
(2) 0.2m未満の海面変動が予想されるとき	「高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表
(3) 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【津波警報の種類と伝達標識 出典：県地域防災計画地震・津波対策編(平成 24 年 5 月)】

警報・注意報の種類		解説(大津波警報・津波警報・津波注意報(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標 識	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘 音	サイレン音
津波警報	大津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで3mを超える場合)	10m超 10m 5m	巨大	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
	津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで1mを超え、3m以下の場合)	3m	高い	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報		陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 (高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合)	1m	(表記なし)	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除					(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)

- (注) 1. 解説(津波警報・注意報基準)並びに発表される津波の高さについては、新基準としている。
2. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって、潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
3. 平成 19 年 12 月 1 日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」、および「津波予報(津波なし)」に区分しています。
4. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(9)県から発令される土砂災害警戒情報に関する基準

県と気象庁は気象業務法に基づく大雨警報の解説と災害対策基本法に基づく地域防災活動に即応した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を共同発表する形で関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関への協力を求め、これを一般に周知することとなっている。

土砂災害警戒情報の発表・解除基準およびその危険性を示す内容については、次のとおりである。また、発表文の内容は次のとおりである。

【土砂災害警戒情報の発表および解除基準】

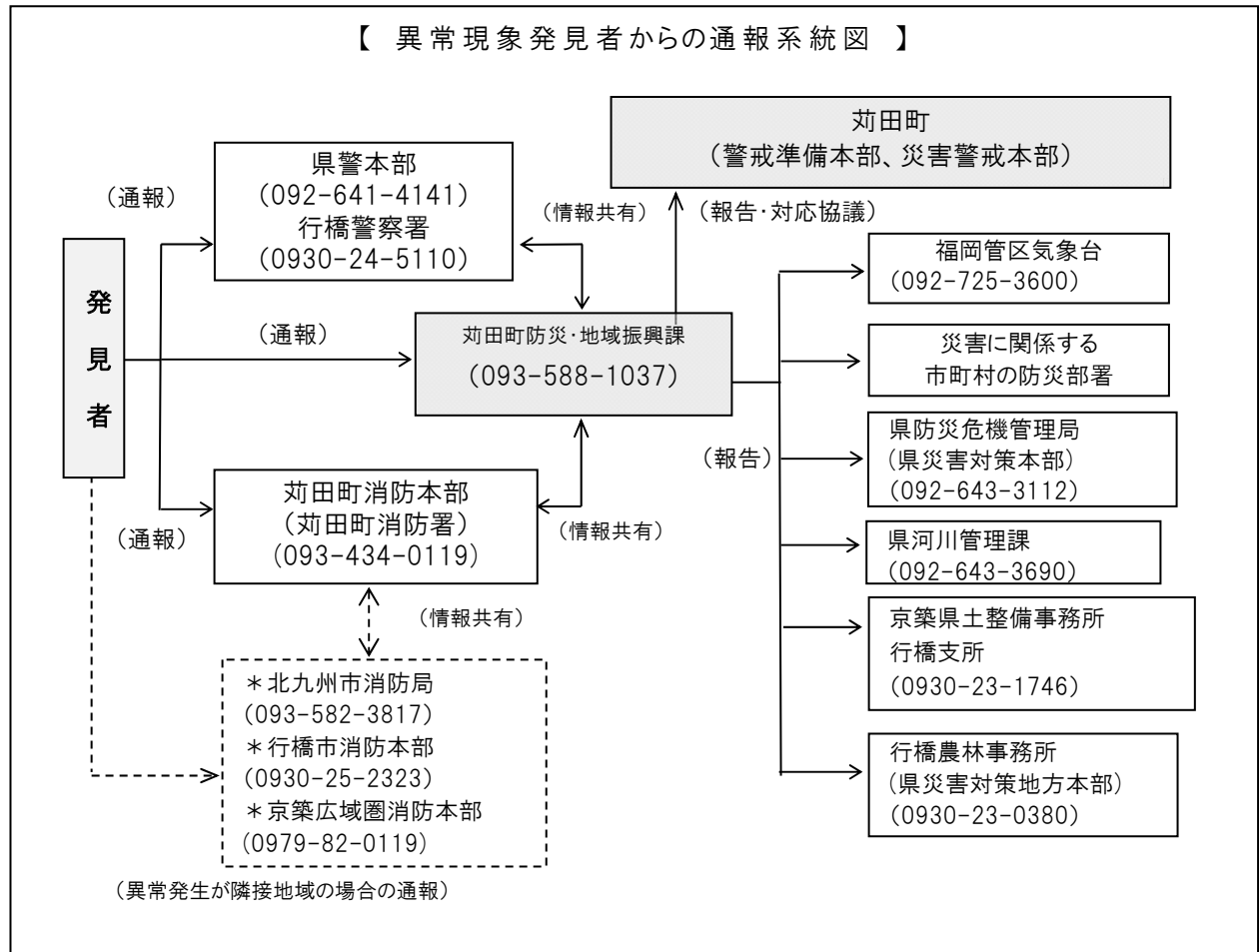
区 分	基 準 の 概 要
発表基準	○大雨警報発表中において、実況雨量および気象庁が作成する降雨予測に基づいて検討した結果、監視基準に達したとき。 ○警報の切り替え等、各種情報を勘案し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合。 ○土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合。
解除基準	○雨量等に基づく監視値がその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき(ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準値を下回らない場合には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議して決定)。

【土砂災害の危険性を示す3段階のレベル】

土砂災害の危険性		概要(発生要因)
■	レベル3(警戒Ⅱ) 土砂災害発生の危険性が最も高い状態です。十分に警戒して下さい。	気象庁が発表する「大雨警報」の土砂に警戒を呼びかける基準を超過しており、土砂災害警戒情報基準(CL)を超過した場合。
■	レベル2(警戒Ⅰ) 土砂災害発生の危険性が高まっています。警戒して下さい。	気象庁が発表する「大雨警報」の土砂に警戒を呼びかける基準を超過しており、土壌雨量の指数が歴代 10 位以内となった場合。
■	レベル1(注意) 土砂災害発生の危険性があります。注意して下さい。	気象庁が発表する「大雨注意報」の土砂に注意を呼びかける基準を超過しており、土壌雨量の指数が歴代 20 位以内となった場合。

(10)異常現象の発見者からの通報

異常現象の発見者からの情報伝達の流れについては、おおむね次のとおりである。



(11)町の災害対策にかかる配備体制

町の災害対策にかかる配備体制については、「町地域防災計画第Ⅲ編第１章第２節第３．配備体制」のとおりである。

【苅田町災害警戒本部並びに災害対策本部等の動員配備表】

分類	配備体制	配置予定課(班)または人員構成など	配 備 内 容
町 災 害 警 戒 本 部	警戒準備体制	◎防災・地域振興課 ◎総務課 ◎消防本部 ◎予想される災害の態様(風水害・地震)や規模等を勘案しつつ、各課の独自活動体制人員(主に第1配備担当職員)等のうちの所要人員	○防災・地域振興課を中心として災害警戒体制に指名された者が配備につく ●災害警戒本部体制に指名されたものは待機体制をとる
	配備基本方針	(予想される災害態様や規模、時間経過に伴う推移等により調整する)	
	災害警戒体制(第1配備)	◎防災・地域振興課 ◎総務課 ◎各課長又は副課長 ※消防本部および消防団 ※その他連絡班員等	○防災・地域振興課を中心として、災害警戒体制に指名された者が配備につく ○町災害対策本部体制のうち、総合指令班、要配慮者支援班、避難誘導班、資材物資班、復旧対策班等が迅速な初動活動に入れるように、所要人員を調整し配備する ●その他全職員は動員待機の体制をとる
	配備基本方針	(町災害対策本部体制を確立させる直前段階と位置づけ、災害の推移によっては町災害対策本部での災害応急対策活動に早期に移行できる体制とする)	
町 災 害 対 策 本 部	非常配備体制(第2配備)	◎総合指令班 ◎避難誘導班 ◎要配慮者支援班 ◎資材物資班 ◎復旧対策班 ◎医療防疫班	○非常配備体制に指名された町職員の約半数が配備につく ○町災害対策本部の各班が、災害応急対策の初動体制を確立できる所要の人員を調整して配置する ●その他全職員は、配備準備を進める。
	配備基本方針	(迅速に町災害対策本部体制を確立し、ただちに全庁レベルでの本格的災害応急対策活動に入れる体制とする)	
	特別非常配備(第3配備)	◎町全部署の職員がただちに町災害対策本部体制につく ◎消防本部(苅田町消防署)、消防団 ◎町の学校機関等	

※なお、町災害対策本部体制では、消防本部(苅田町消防署)は、町災害対策本部と連携して活動しつつも警戒準備体制以降の段階については、消防独自の救急・救助活動を行う。

(12)水防団(消防団員)の対応

① 水防団

水防団は苅田町消防団をもってあて、苅田町水防団長は苅田町消防団長とする。

② 水防団の出動基準

水防団の出動基準は、次のとおりとする。

- ・ 苅田町水防本部長(以下「本部長」という。)より出動の指示または要請があったとき。
- ・ その他水防団長が必要と認めたとき。

③ 水防団の動員

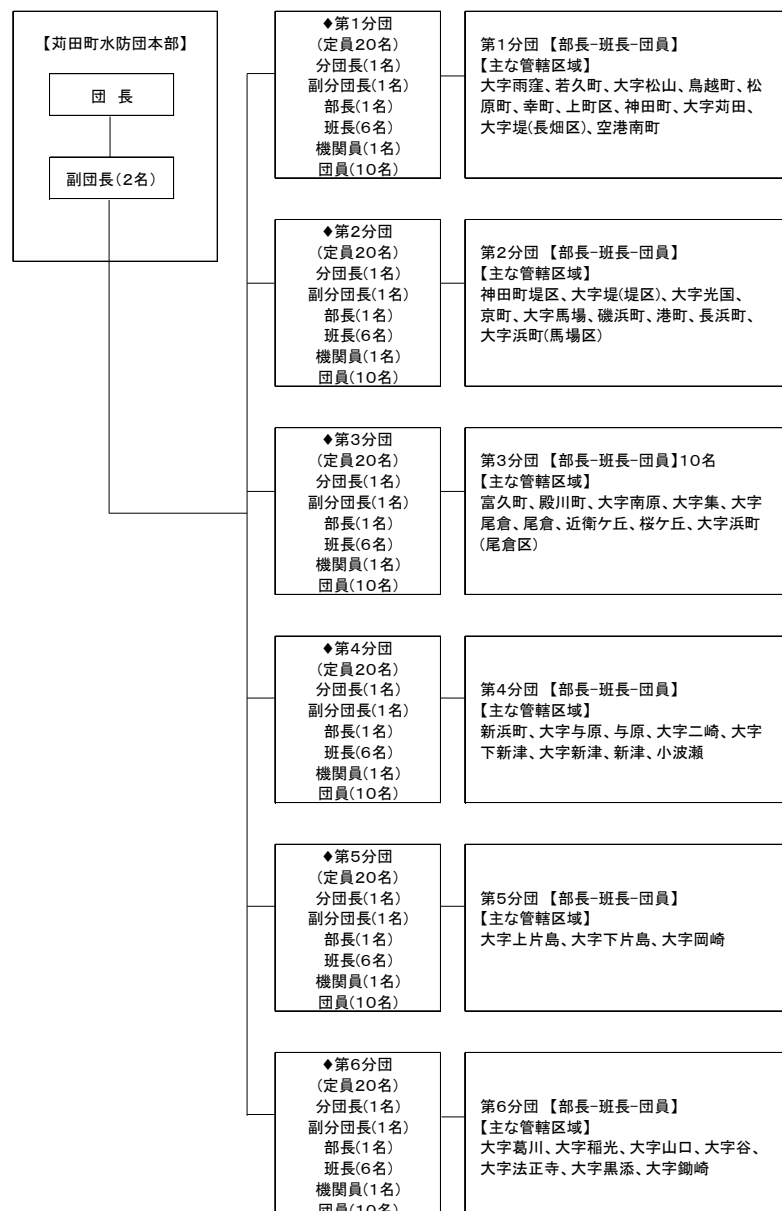
- ・ 第2 配備体制時において、本部の幹部(団長・副団長)は苅田町水防本部に集合する。
- ・ 災害対策本部設置時において、消防役員(分団長、副分団長)は本庁舎に集合する。
- ・ 部長以下の各水防団員は、出動要請があれば速やかに出動できるような体制をとる。

④ 調整

方面隊を超えて活動する状況が発生した場合、本庁待機の団長・副団長が調整する。

⑤ 水防団(消防団)の組織図

【水防団(消防団)の組織図】(平成31年3月 消防庁提供資料による)



(13)水防本部員の出動と水防信号

次の場合、水防管理団体である苅田町は、ただちに水防団員（消防団員）を本水防計画にしたがって出動させ警戒配置等につかせる。出動は、次に示す水防信号に基づくものとし、警鐘及びサイレン信号を併用して時間を継続して実施するほか、必要に応じて口頭による伝達も行う。

- (1) 水防警報が発せられたとき
- (2) 水位がはん濫注意水位以上に達したとき
- (3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- (4) 山崩れのおそれのあるとき
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは、一般に広く周知すると同時に、京築県土整備事務所行橋支所長にその旨を報告する。水防報告と水防記録については水防体制から平常時に戻ったとき、巻末に示す様式により遅滞なく京築県土整備事務所行橋事務所長に対して報告・提出するものとする。

なお、水防法第 20 条に定められる水防信号は次のとおりである。

【水 防 信 号】

類	説 明	
	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
出動 信号 (第一)	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	
	● 休止 ● 休止 ● 休止	(約 5 秒)(約 15 秒)(約 5 秒)(約 15 秒)(約 5 秒) ●— 休止 ●— 休止 ●—
出動 信号 (第二)	関係職員および消防機関に属するものが出動すべきことを知らせるもの	
	●—●—● ●—●—● ●—●—●	(約 5 秒)(約 6 秒)(約 5 秒)(約 6 秒)(約 5 秒) ●— 休止 ●— 休止 ●—
協力 信号 (第三)	町内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	
	●—●—●—●—●—●—●—●—●—●—●—●—	(約 10 秒)(約 5 秒)(約 10 秒)(約 5 秒)(約 10 秒) ●— 休止 ●— 休止 ●— (同様に)
避難 信号 (第四)	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	
	乱 打	(約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) ●— 休止 ●— (同様に繰り返す)

(14)応 援 要 請

他機関への応援要請については、「町地域防災計画 第Ⅲ編第 1 章第 3 節自衛隊災害派遣要請計画及び第 4 節応援要請計画」に示すとおりとする。

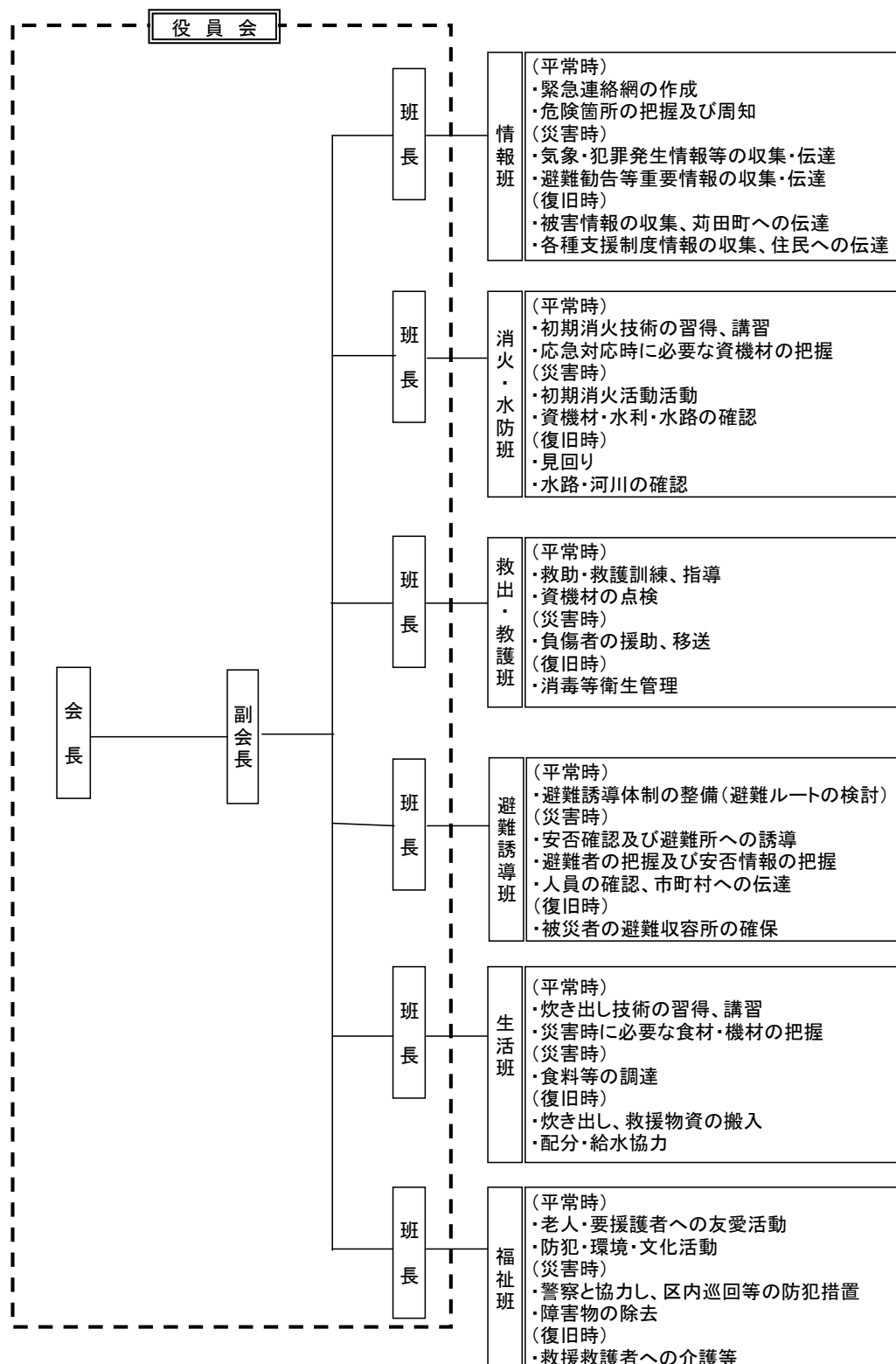
(15) 自治会および自主防災組織との連携

本町の自主防災組織の編成、並びに自主防災組織の活動例については次のとおりであり、水防活動などに際しては、初動より連携協力して効果的な活動を行う。

【苅田町における自主防災組織の編成事例】

〔図－１〕

組織の編成



《参考：自主防災組織の活動内容例》

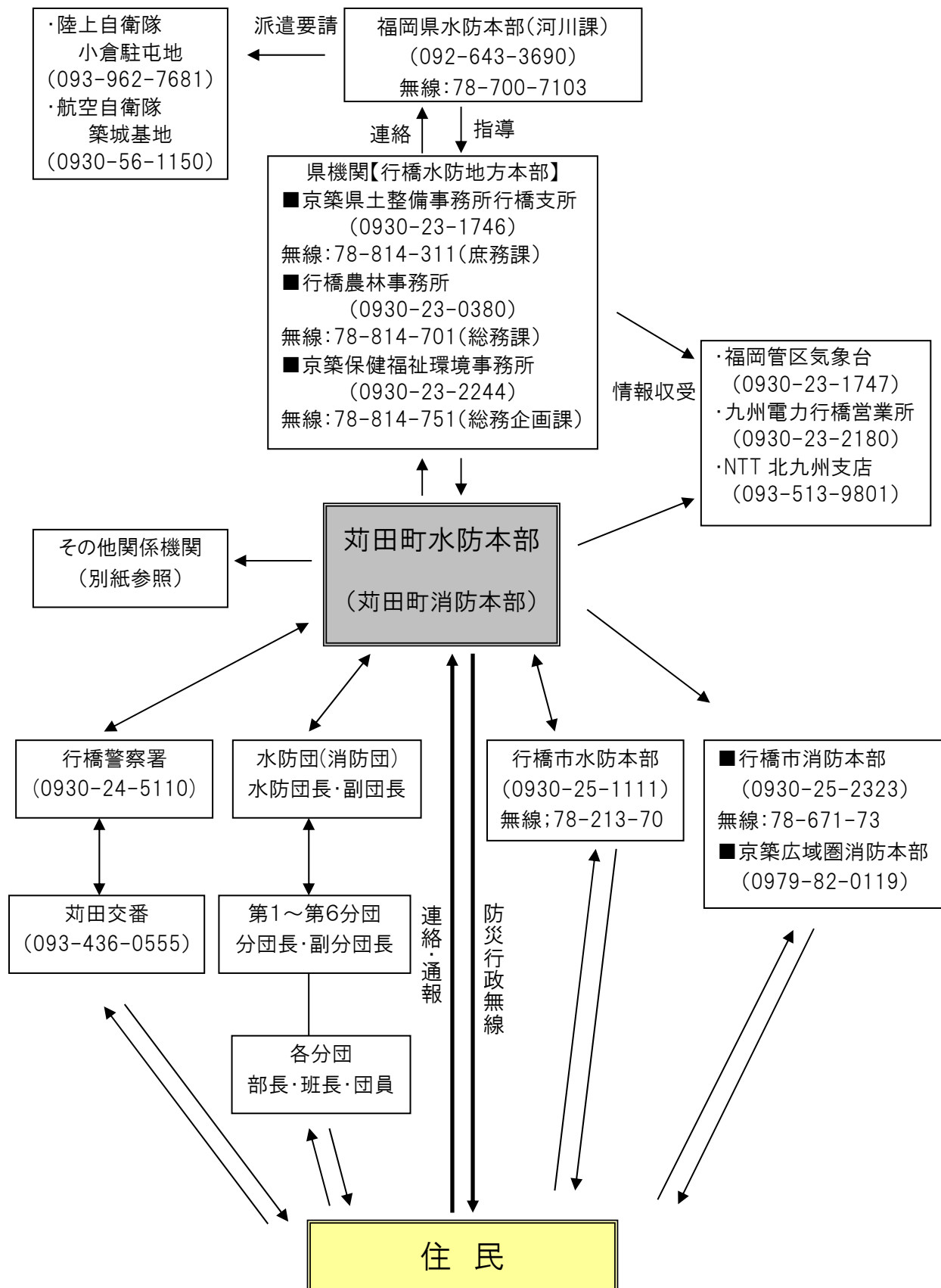
活 動 項 目		活 動 内 容
日 常 活 動	学習活動	1) 地域災害史や体験談の掘り起こし 2) 災害や危険箇所についての学習 3) 学習会や講演会の開催 4) 応急手当知識の普及 5) 防災計画書の作成
	広報活動	1) ミニコミ誌やパンフレット類の発行 2) 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 3) 情報伝達経路の確立
	点検活動	1) 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検および巡視 2) 避難路、避難施設の点検整備 3) 災害時要援護者等の把握
	資機材整備	1) 防災資機材の整備、点検 2) 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	1) 自主防災組織単位での防災訓練の実施 2) 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 3) 町等が主催する防災訓練への参加
災 害 時 活 動	情報収集伝達	1) 災害、被害情報の収集伝達 2) 避難指示等の伝達 3) 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	1) 危険箇所の巡視並びに予防対策 2) 被害箇所の応急復旧 3) 初期消火活動
	避難誘導活動	1) 避難路、避難所の安全確認 2) 避難路、避難所の指示 3) 要介護者、子どもの避難補助 4) 避難誘導
	救出救護活動	1) 負傷者等の救出 2) 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	1) 食糧、飲料水等の確保 2) 炊き出し等の給食活動 3) 給水活動 4) その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	1) 文化財等の安全確保 2) 治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食・給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4章 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、「町地域防災計画第Ⅲ編第2章第1節防災気象情報等伝達計画及び第2節被害情報等収集伝達計画」のとおりとする。

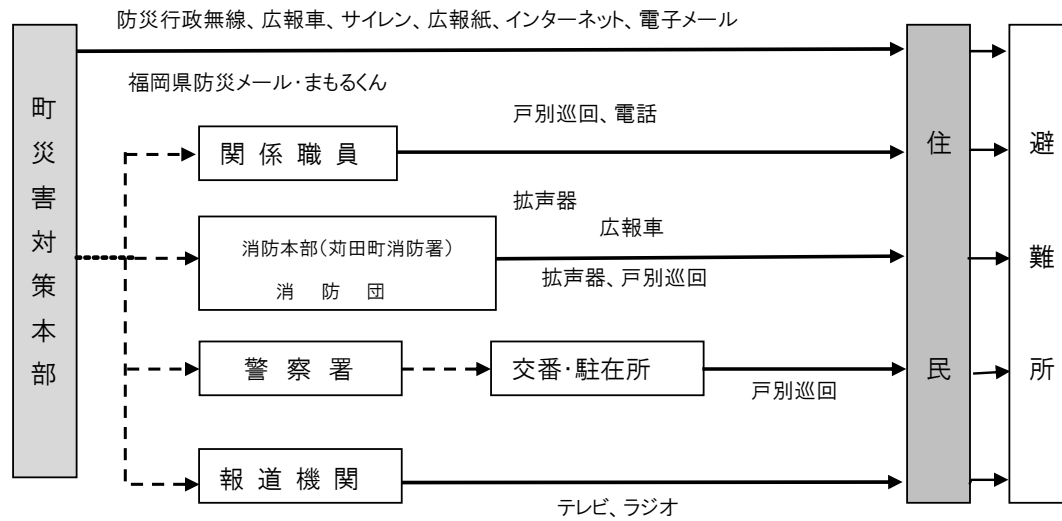
【連絡図】



第5章 情報の広報・広聴

情報の広報・広聴は「町地域防災計画 第Ⅲ編第2章第3節広報・広聴計画」のとおりとする。

【災害時における広報の流れ】



第6章 避難所

(1) 避難所の位置

校区	No	避難場所	所在地	面積(m ²)	収容人数(※)	耐震化	改正災対法の分類	
							指定避難所	指定緊急避難所
苅田	1	苅田小学校／体育館	神田町 2-9-12	1,322	378	○	○	○
	2	北公民館	若久町 1-3-7	1,541	440	○	○	○
	3	苅田小学校グラウンド	神田町 2-9-12	11,245	3,213	△		○
	4	向山公園	若久町 1-3-1	57,461	16,417	△		○
馬場	5	馬場小学校／体育館	大字馬場 558	1,314	375	○	○	○
	6	中央公民館	京町 2-5	3,834	1,095	○	○	○
	7	馬場小学校グラウンド	大字馬場 558	5,055	1,444	△		○
	8	新開公園	京町 2-27	5,590	1,597	△		○
南原	9	南原小学校／体育館	富久町 1-4-9	1,214	347	○	○	○
	10	総合福祉会館	尾倉 4-1-7	2,143	612	○	○	○
	11	南原小学校グラウンド	富久町 1-4-9	10,745	3,070	△		○
	12	殿川緑地	富久町 1-34	6,430	1,837	△		○
与原	13	与原小学校／体育館	与原 3-7-5	1,083	309	○	○	○
	14	小波瀬コミュニティセンター	新津 1-10-1	1,255	359	○	○	○
	15	与原小学校グラウンド	与原 3-7-5	16,670	4,763	△		○
	16	大熊公園	小波瀬 2-1-1	48,000	13,714	△		○
	17	新津中学校／体育館	新津 1-6-1	1,404	401	○	○	○
	18	新津中学校グラウンド	新津 1-6-1	15,667	4,476	△		○
片島	19	片島小学校／体育館	大字上片島 1504	532	152	○	○	○
	20	片島小学校グラウンド	大字上片島 1504	7,899	2,257	△		○
白川	21	白川小学校／体育館	大字稲光 357	684	195	○	○	○
	22	西部公民館	大字鋤崎 481-1	1,455	416	○	○	○
	23	白川小学校グラウンド	大字稲光 357	7,268	2,077	△		○
その他	24	臨海総合グラウンド	長浜町 46	29,708	8,488	△		○
施設数							12	24
収容人数							5,080	68,434

(2)避難所の開設

町は、災害により家屋等に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所の開設を行う。

避難所の開設にあたっては、町災害対策本部の避難誘導班が災害の状況に応じ、避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所開設を行う。

1)避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。

【 避難所の基本的な区分 】

区 分	施設の概要	摘 要
第一次避難所 【災害回避施設】	町内の各区の公民館等	内水はん濫や局所的な土砂災害が発生、もしくは想定された場合で避難人員が多数に至らない限定的な場合に、自治会や自主防災組織が自主的・率先的に使用する避難所 (町は原則として管理運営しない自治会管理施設)
第二次避難所 【自主避難施設】 【町指定避難所】	町立の公民館(3)、 小波瀬コミュニティセンタ ー、総合福祉会館 【5箇所】	町域で土砂災害が多発するなど、町の広域での河川はん濫や内水氾濫、あるいは地震時など、多数の避難人員が発生もしくは想定される場合に、町が施設の開放を行い、地域住民が利用する自主避難施設、もしくは避難指示等発令時に住民を安全に収容するため開設する指定避難所
校区避難所 【町指定避難所】	町立の各小学校及び新 津中学校体育館【7箇 所】	町域のみならず京築地域で大規模な土砂災害や洪水による浸水、高潮並びに地震等による甚大な災害が発生しており、住民の安全確保のため、町として避難指示(緊急)を出し、住民を安全に収容するための指定避難所
福祉避難所	総合福祉会館	要配慮者や社会福祉支援を必要とされている方を対象として避難収容を行う町が指定する避難施設
その他の避難施設 【緊急避難所】	図書館、 文化会館、 総合体育館など	甚大な災害で、町指定避難所だけでは帰宅困難者も含めた全ての避難者を安全に収容できない場合において、危機回避的に一時的な開放を検討する町所管の公共施設
その他の避難施設 【津波避難施設】	①佐川急便(株) 荻田営業所 ②R ホテルイン北九州エ アポート ③ベッセルホテル 荻田北九州空港 ④TOTO プラテクノ(株) 荻田工場	台風の地域直撃による高潮または南海トラフにともなう巨大地震や町隣接海域での海底地震により、町海岸部を中心として津波災害が予想される場合における緊急避難施設

2)災害危険区域内にある各種施設(要配慮者利用施設や集会所・公民館など)

災害危険区域内にある各種施設（要配慮者利用施設や集会所・公民館など）については、以下のとおりである。

【災害危険区域内にある各種施設(要配慮者利用施設や集会所・公民館など)】

種別	校区	名称	所在地	災害危険判定												内水 浸水	地盤 の液状 化
				土砂災害			洪水浸水 【想定最大規模浸水深(m)】				津波災害 【基準水位(m)】						
				が け 崩 れ	土 石 流	地 す べ り	0.5 未 満	0.5 以上 1.0 未 満	1.0 以上 2.0 未 満	2.0 以上	0.01 以上 0.3 未 満	0.3 以上 1.0 未 満	1.0 以上 2.0 未 満	2.0 以上			
高齢者 福祉施設	与原	介護付有料老人ホーム小波瀬ひまわり	与原3-8-10							○							
	白川	住宅型有料老人ホームおひさま館	大字稲光1134-1													○	
	白川	白川園デイサービスセンター	大字法正寺623-1													○	
	馬場	ツクイ荻田京町	京町1-3-1												○		
	与原	デイサービスみのり	大字与原1833-3		○						○				○		
	馬場	通所介護リハビリセンターきずな荻田店	京町1-6-3												○		
	馬場	健和会京町病院	京町2-21-1												○		
	南原	在処よってけばあ	大字集2427	○													
	白川	地域包括支援センターしらかわ相談窓口	大字法正寺623-1													○	
	白川	グループホームおひさまの家	大字稲光1131-1													○	
	白川	小規模多機能事業所かぐや姫	大字稲光1130-1													○	
	白川	特別養護老人ホーム白川園	大字法正寺623-1													○	
障害者 福祉施設	白川	介護老人保健施設こもれび	大字法正寺568	○												○	
	白川	障害者支援施設 荻田学園	大字稲光1248-1													○	
	荻田	地域活動支援センターよろこびネット	幸町6-91									○					
児童福祉 施設	白川	ハッピーライフ	大字稲光261													○	
	白川	白川保育園	大字法正寺240		○												
	南原	青い鳥保育園	大字集2286		○										○		
	荻田	若久青い鳥保育園	若久町1-8-3												○		
学校	荻田	児童発達支援事業所ペンギン教室	幸町6-91									○					
	南原	クラスルームこらぼ	大字尾倉3425-3		○												
	片島	附属荻田幼稚園	大字上片島1575													○	
	南原	尾倉すみれ幼稚園	大字尾倉3257		○												
	馬場	荻田町立馬場小学校	大字馬場558		○												
	与原	荻田町立与原本小学校	与原3丁目7-5					○									
	荻田	荻田町立荻田中学校	大字堤2975-1			○											
	南原	福岡県立荻田工業高校	大字集2569	○	○												
	与原	西日本工業大学	新津1-11	○													
	片島	北九州保育福祉専門学校	上片島1575													○	
医療施設	片島	北九州リハビリテーション学院	上片島1575													○	
	与原	上田医院	与原3-6-3					○								○	
	白川	荻田内科整形外科クリニック	大字法正寺568	○												○	
	荻田	桑原病院	神田町2-2-13												○		
	馬場	健和会京町病院	京町2-21-1												○		
	馬場	村尾医院	京町1-4-1												○		
	馬場	安井医院	大字南原1661		○												
	馬場	岩永歯科医院	京町1-1-4												○		
	荻田	おかだ歯科医院	神田町1-20-3												○		
	馬場	塩次歯科医院	京町2-3-2												○		
	南原	白石歯科医院	大字尾倉3425-3		○												
	荻田	シン歯科医院	神田町1-5-4												○		
	与原	松延歯科医院	与原3-8-9						○								
	荻田	荻田スマイル歯科小児歯科医院	神田町2-25-20												○		
集会所・ 公民館	荻田	雨窪区公民館	大字雨窪404	○													
	荻田	松山公民館	松原町10-47												○		
	荻田	松原公民館	松原町13-1												○		
	荻田	堤区公民館	大字堤3612		○												
	荻田	親和会館	松原町11-11												○		
	荻田	幸町団地集会所	幸町4-4												○		
	馬場	京町公民館	京町1-4												○		
	南原	集会所(城南団地)	大字集2461-2		○												
	与原	二崎区公民館	大字二崎368-2					○								○	
	片島	猪熊区公民館	大字下片島931-1			○											
	片島	岡崎公民館	大字岡崎271-1													○	
	片島	岡崎集会所	大字岡崎12-1													○	
	片島	片島コミュニティセンター	大字上片島2200-4												○		
	片島	集会場(町営住宅大字上片島)	大字上片島2194-7													○	
	片島	木ノ元集会所	大字上片島1268-7													○	
	白川	等覚寺農業者研修集会所	等覚寺2558		○												
	白川	稲光公民館	大字稲光669-3													○	
	白川	稲光上区公民館	大字稲光758													○	
	白川	谷区公会堂	大字谷92		○											○	
	白川	山口公民館	大字山口148-2													○	
	白川	法正寺区公民館	大字法正寺133		○											○	
白川	鋤崎公民館	大字鋤崎143													○		
防災関係 機関	馬場	荻田町消防本部(消防署)	京町2-4-4													○	
	荻田	行橋警察署荻田交番	神田町1-9-12														
	馬場	荻田海上保安署	港町27													○	
	荻田	JR荻田駅	大字堤3434		○												
	馬場	JA福岡京築荻田支店	京町2-4-1													○	
水防倉庫	荻田	荻田町社会福祉協議会	幸町6-91											○			
	片島	第五分団格納庫	大字片島													○	

3)避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合には、町災害対策本部が消防本部（荻田消防署）及び行橋警察署（荻田交番）等と十分な連絡を図りつつ避難所を開設する。なお、避難者の移送や収容について町のみの対応が困難なときには、県に対して応援を要請する。

4)避難所の開設

避難所の開設については、以下のとおりとする。

- (1) 避難所の開設は、町災害対策本部の指揮のもと避難誘導班が行う。
- (2) 避難誘導班は避難所となっている施設について利用可否を確認する。
- (3) 第一次避難所、第二次避難所の開設は自治会または自主防災組織により開設する。
- (4) 小・中学校等の指定避難所を使用する場合には、原則として体育館を使用（地震時には校庭も必要に応じ使用）することとするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎2階以上を使用するように調整する。
- (5) 激甚な被害のため、避難所利用が困難な場合には、町災害対策本部は県と協議し、隣接市町に収容を依頼し、あるいは建物または土地を借り上げて避難所を設置する。
- (6) 災害状況により避難所を変更した場合は、その都度関係住民に周知を図る。

この場合、以下の点に留意するものとする。

- 1) 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 2) 地元警察署等との連携
- 3) 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- 4) 避難者名簿の作成
- 5) 避難行動要支援者に対する配慮
- 6) 次の事項について県へ速やかに報告する。
 - ① 避難所開設の日時及び場所
 - ② 収容状況及び収容人員
 - ③ 開設期間の見込
 - ④ 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

(3)避難情報の発表並びに避難指示等の伝達

1)高齢者等避難や避難指示等の発表基準

避難情報について、町は基本的に次の考え方に基づいて発令する。

【避難指示等の発令基準の設定例(洪水)】

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水予報 河川	1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） 2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
水位周知 河川	1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 2：A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること	1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合 2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 3：異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
その他河川等	1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること ※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。	1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 2：異常な漏水・侵食等が発見された場合 3：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること ※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。	1：決壊や越水・溢水が発生した場合 2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

【避難指示等の発令基準の設定例(土砂災害、高潮、津波)】

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
土砂災害	1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。 注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）の発表に基づき高齢者等避難の発令を検討してもよい。	1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 注上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。	1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難指示等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
高潮	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 3：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 2：水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合 3：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 4：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合注暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難指示を発令する必要がある。	1：海岸堤防等が倒壊した場合 2：水門、陸閘等の異常が確認された場合 3：異常な越波・越流が発生した場合 4：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※危険潮位：その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難指示等の対象区域毎に設定する潮位

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
津波	—	—	1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

出典)内閣府防災担当、避難勧告等に関するガイドラインの改定

2)避難情報の伝達方法

避難情報の伝達内容については、次の項目や地域の特性に応じつつ、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、次のような伝達例文やひな形をあらかじめ整理しておく。

(1)避難準備の呼びかけ

条 件	1)大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき。 2)河川がはん濫注意水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 3)近隣で土砂災害の前兆現象が発見されたとき 4)その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき
伝達内容	1)発令日時・発令者 2)避難を準備すべき理由 3)危険度(危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など) 4)対象地域・対象者 5)避難所、避難場所 6)避難の際の注意事項
住民に求める行動	1)要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への行動を開始する(避難支援者は支援行動を開始)。 2)上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
高齢者等避難の伝達文(住民あて)の例	
こちらは、苅田町役場です。 ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して、高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇公民館へ避難してください。 その他の方も避難準備をはじめてください。 (その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)	

(2) 避難指示

条 件	1)河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき 2)土砂災害警戒情報が発表され、また近隣で山崩れや地すべり、土石流等の土砂災害前兆現象が発見されたとき 3)河川の上流地域が被害を受け、下流地域にも危険が切迫したとき 4)その他、人命保護の観点からただちに避難を要すると認められるとき
伝達内容	1)発令日時・発令者 2)避難すべき理由・危険度 3)危険度(危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など) 4)対象地域・対象者 5)避難所・避難場所 6)避難経路(危険な経路もあわせて伝達するのが望ましい) 7)避難の時期(開始・完了時期) 8)注意事項 9)本件担当者、連絡先等
住民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所等への避難を開始する。
避難指示の伝達文(住民あて)の例	
こちらは、苅田町役場です。 ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 ただちに〇〇公民館または〇〇小学校へ避難してください。 なお、浸水(がけ崩れ、土石流)により、〇〇道路は通行できません。 避難の際には、やむを得ず橋や山のがけの下を移動しなければならない際には、十分に注意してください。 (その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には小波瀬川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり、低地では浸水や冠水が発生する可能性が非常に高まっています。できるだけ近所の方にも声をかけてただちに避難してください」等)	

(3) 緊急安全確保

条 件	1)はん濫危険水位を超す等、状況が時間とともに刻々と悪化し、避難時期が切迫したとき 2)はん濫や土砂災害等が発生し、現場には残留者がいるとき 3)その他、緊急に避難する必要があると認められるとき
伝達内容	避難指示と同じ
住民に求める行動	1)避難指示の発令後で避難途中の住民は、確実な避難行動をただちに完了する。 2)未だ避難していない住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。
緊急安全確保の伝達文(住民あて)の例	
苅田町長の〇〇です。 ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。 (〇〇地区の堤防が決壊し／〇〇川が危険水位を突破し)大変危険な状況です。 避難中の方はただちに〇〇公民館や〇〇小学校への避難を完了してください。 十分な時間がない方は、お近くの高いコンクリート建物等に避難してください。 また、がけの下にお住まいの方は、山側の居室には退避しないでください。 渓流や谷では土石流発生のおそれがあります。 避難の際は出来るだけ川や谷は横切らないでください。 なお、浸水(冠水)や崖崩れ(土石流)により、〇〇道や〇〇橋は通行できません。	

3)避難指示等の伝達手段・伝達先

伝達手段については避難指示等の種類ごとに「町地域防災計画第Ⅲ編第2章第3節広報・広聴計画第1項広報の実施方法」に則り、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線などを利用して対象地域の住民全般に伝達。
- (2) 町広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達。
- (3) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく）。
- (4) 避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達（FAX や携帯電話メール活用も含む）。
- (5) 近隣の組織等にて率先して避難行動を促すような地域リーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけによる伝達。
- (6) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼（県と連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく）。

【卷末資料】

資料1 水防(災害)活動報告

水防団各班の集計報告担当者は、水防活動終了後2日以内に下記様式により本部長に報告しなければならない。

起案日 年 月 日

決裁日 年 月 日

町 長	副町長	防災・地域振興課長	係長	係	起案者

水 防 活 動 報 告 書

出水などの概況								
水防実施箇所								
日時	自： 月 日 時 分 至： 月 日 時 分							
出動人員	消防団	資材 物資班	復旧 対策班	要配慮者 支援班	避難 誘導班	医療 防疫班	総合 指令班	合計
水防作業の概要及び工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	道路	人口	その他
	効果							
	被害							
使用器材						居住者の 出動状況		
						水防関係 者の死傷		
					雨量水の 状況			
備考								

(注) 水防を行った箇所ごとに作成のこと

資料2 水防資器材

水防倉庫位置 ————— 本庁、各支所施設内

備蓄資材

(2019 年3月 現在)

品 目	数 量	備 考		
		整備年度	増減	補充計画
カケヤ	12 本			
スコップ(剣・平)	53 本			
ハンマー	本			
杭丸太	328 本			
縄・PP ロープ	巻			
照明灯	器			
かき板	本			
ビニールシート (ブルーシート)	93 枚			
電動チェーンソー	台			
エンジンチェーンソー	台			
鉄線	m			
ペンチ	本			
麻袋	枚			
土のう袋	2,800 枚			
土入土のう袋	袋			
カマス	枚			
クリッパー	本			
カマ	本			
シノ	本			
発電機	12 台			
キャスター付投光機	12 台			
つるはし	11 本			
なた	本			
のこ	本			
災害用毛布	271 枚			
ライフジャケット	着			

- (1) 水防箇所が広域にわたり備蓄資器材に不足を生ずる場合は、県有備蓄資材の放出を福岡県京築県土整備事務所に申請する。
- (2) 水防資材の確保のため、水防資材取扱業者をあらかじめ調査し、緊急時における資材の補給に支障のないようにする。
- (3) 水防資材については、役場の車輛をもって輸送にあたる。

資料3 関係機関連絡先

施設名称	所在地	電話番号	備考
1. 町の施設			
北公民館	苅田町若久町 1-3-7	093-434-9000	標高 7.6m
中央公民館	苅田町京町 2-5	093-436-0061	標高 4.0m
総合福祉会館	苅田町尾倉 4-1-7	093-434-2350	標高 7.9m
小波瀬コミュニティセンター	苅田町新津 1-10-1	0930-23-1000	標高 7.8m
西部公民館	苅田町大字鋤崎 481-1	0930-23-8100	標高 8.8m
苅田小学校(体育館)	苅田町神田町 2-9-12	093-436-3981	標高 8.0m
馬場小学校(体育館)	苅田町大字馬場 558	093-434-6247	標高 14.8m
南原小学校(体育館)	苅田町富久町 1-4-9	093-434-3781	標高 6.0m
与原小学校(体育館)	苅田町与原 3-7-5	0930-22-0399	標高 3.6m
片島小学校(体育館)	苅田町大字上片島 1504	0930-22-2495	標高 15.9m
白川小学校(体育館)	苅田町大字稲光 357	0930-22-1071	標高 15.4m
2. 国の機関			
海上保安庁苅田海上保安署	苅田町港町 27	093-436-3356	
国土交通省苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	093-436-0581	
3. 県の機関			
防災危機管理局消防防災指導課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3113	
京築県土整備事務所行橋支所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-1747	
行橋農林事務所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-0380	
京築保健福祉環境事務所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-2244	
苅田港務所	苅田町港町 29	093-434-0585	
4. 警察機関			
行橋警察署	行橋市行事 3-12-1	0930-24-5110	
苅田交番	苅田町神田 1-9-12	093-436-0555	
5. 近隣市町(行政・消防)			
行橋市総務課	行橋市中央 1-1-1	0930-25-1111	
行橋市消防本部	行橋市中央 1-9-9	0930-25-2324	
北九州市危機管理課	北九州市小倉北区 城内 1-1	093-582-2110	
北九州市消防局	北九州市小倉北区 大手町 3-9	093-582-3802	
6. その他防災関係機関			
陸上自衛隊小倉駐屯地	北九州市小倉南区 北方 5-1-1	093-962-7681	
航空自衛隊築城基地	築上郡築上町西八田	0930-56-1150	
7. 広域防災ネットワーク			
大阪府泉大津市危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131	
佐賀県神埼市防災危機管理課	神埼市神埼町神埼 410	0952-52-1111	
山口県柳井市総務課	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111	

関係事業所	住 所	電 話 番 号
九州電力行橋営業所	行橋市大字草野 420-1	0120 - 986 - 103
NTT 北九州支店 総務担当	北九州市小倉北区 古船場町 5-12	093-513-9615 ※災害時には別途の連絡先を開通する。各市町村とすり合わせ済み(災害対策室談)

異常気象時道路通行規制連絡系統

財団法人 日本道路交通情報センター	福 岡 事 務 所	092-651-1331
	福岡事務所北九州センター	093-582-1331

資料4 水防倉庫一覧

No.	校 区	名 称	所 在 地	備 考
1	苅田		富久町 1-19-1	
2	与原	小波瀬水防倉庫	与原 3-3-10	
3	苅田	第一分団格納庫	神田町 2-31-7	
4	馬場	第二分団格納庫	神田町 1-13-12	
5	南原	第三分団格納庫	富久町 2-22-24	
6	与原	第四分団格納庫	与原 3-3-10	
7	片島	第五分団格納庫	大字上片島 1323-5	
8	白川	第六分団格納庫	大字鋤崎 479-3	

(出典：苅田町提供資料)

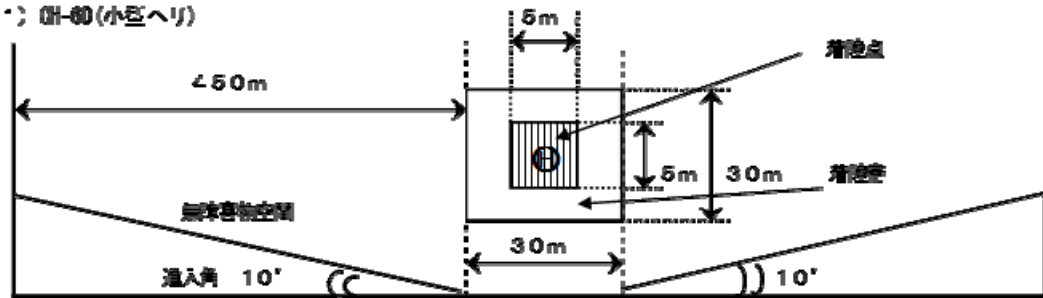
資料5 災害時の臨時ヘリポート一覧および設置要件

No.	名 称	所 在 地			広さ (巾×長さ)	管理者
1	南原小学校グラウンド	苅田町	富久町	1-4-9	50×70	苅田町教育委員会
2	白川小学校グラウンド	苅田町	大字稲光	357	90×70	
3	臨海総合グラウンド	苅田町	新浜町	46	100×100	

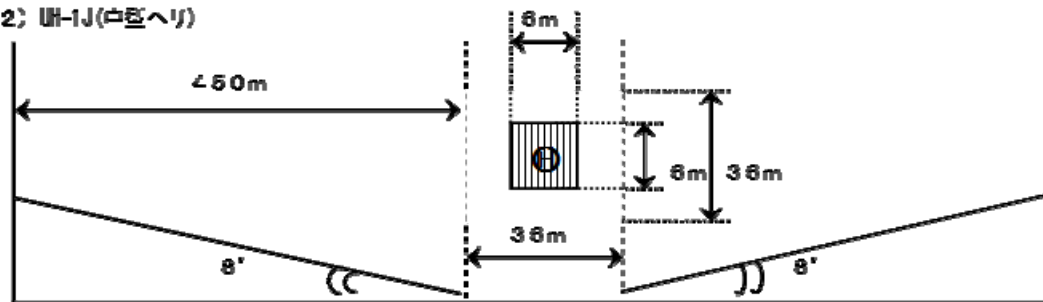
(資料：苅田町提供資料)

臨時ヘリポートの基準(出典:県地域防災計画書)

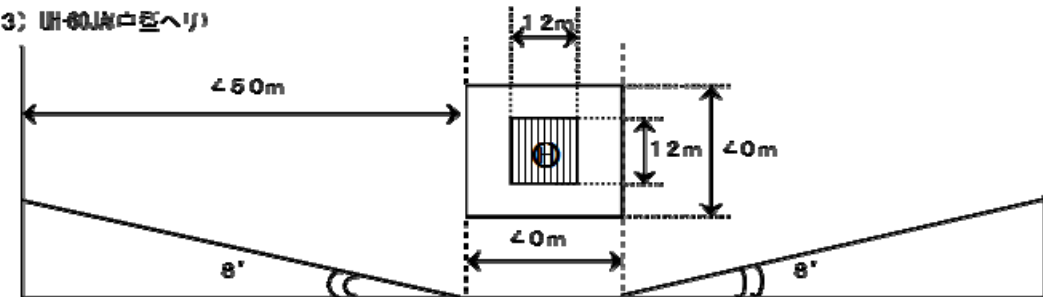
(1) OH-60(小型ヘリ)



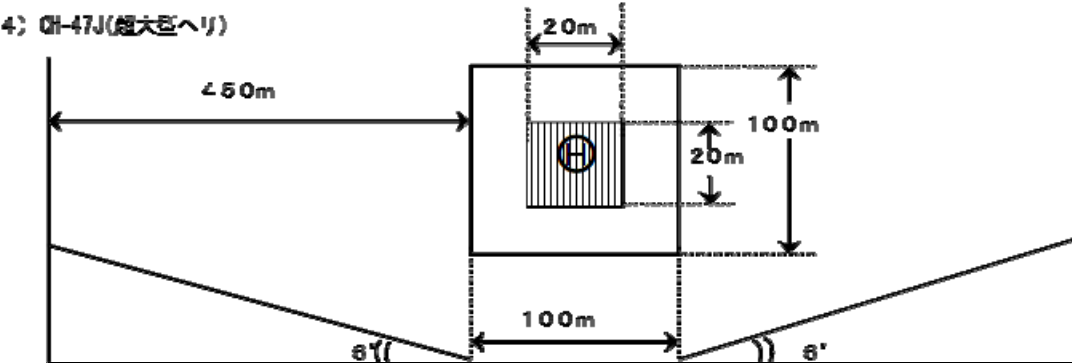
(2) OH-1J(中型ヘリ)



(3) OH-60J(中型ヘリ)



(4) OH-47J(超大型ヘリ)



注1 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する

(出典：福岡県地域防災計画第3編災害応急対策計画)

資料6 町災害対策本部の分掌事務一覧

班	課 名	分 掌 事 務
【総合指令班】 ◎班長： 防災・地域振興 課長 ○副班長： 総務課長 ◎教育長 ◎消防長	* 防災・地域振興 課 * 総務課 * 苅田町 消防本部 (苅田町消防署)	■主な分掌事務： 町災害対策本部の総括および災害や被害の情報収集、整理および広 報に関すること (1)町災害対策本部の総括に関する事項 1. 会議の運営および連絡調整に関すること 2. 防災会議、県その他関係機関との連絡に関すること 3. 災害応急対策について必要な指示に関すること 4. 自衛隊の派遣要請および防災関係機関の協力要請に関すること 5. 災害救助活動の実施推進調整に関すること 6. 本部の設置または閉鎖に関すること 7. 本部の庶務に関すること 8. 自治会長や区長との連絡調整に関すること 9. 要員確保に関すること 10. 職員および消防団員の動員に関すること 11. 班内外の連絡調整に関すること 12. 災害に関わる気象情報の収集に関すること 13. 避難情報、避難指示の伝達に関すること 14. 自主防災組織等との防災体制および活動調整に関すること 15. 防災行政無線等の通信に関すること 16. ヘリポート設置に関すること 17. 職員の安全衛生に関すること 18. 災害関係文書の浄書、受取および発送に関すること 19. 罹災証明書に関すること 20. 災害従事職員の公務災害に関すること 21. 災害従事町民の災害に関すること 22. 他班の分掌事務に属さないこと、あるいは調整を要すること (2)災害や被害情報の収集、整理および広報に関する事項 1. 災害情報(被害情報)の収集整理および連絡に関すること 2. 災害予警報の情報収集に関すること 3. 各対策班との通信連絡に関すること 4. 通信手段(携帯電話、無線機等)機器確保や運用に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 防災関係機関の災害対応状況に関すること 7. 国、福岡県の災害対策に関する情報共有に関すること 8. 町職員または地元住民等からの災害情報統括並びに情報の整理・ 分析に関すること 9. 協力活動のための連絡調整に関すること 10. 災害資料の作成および災害記録に関すること 11. 災害時の渉外および情報提供に関すること 12. 報道機関との連絡調整に関すること 13. 住民への広報活動に関すること 14. 災害相談窓口に関すること 15. 本部長および副本部長の秘書に関すること

班	課 名	分 掌 事 務
【資材物資班】 班長： 財政課長 副班長： 税務課長 ※ 資材物資班には、人的支援受入れ担当と物的支援受入れ担当を置き、人的・物的支援の要請・受入れに関する総合調整を担う。	* 財政課 * 企画政策課 * 税務課 * 住民課 * 議会事務局	◆主な分掌事務： 各種防災資機材の確保・供給並びに人的・物的支援の受入れに関すること 1. 各種防災資機材の確保、管理、運用に関すること 2. ボランティアの応援受入れ、調整に関すること 3. 自衛隊その他機関からの協力、応援受入れに関すること 4. 救援、支援物資の受入・調達並びに供給に関すること 5. 災害時における負傷者の搬送並びに医薬品・衛生資機材の調達および配分に関すること 6. 救援、支援物資の集配送拠点の確保、準備に関すること 7. 飲料水の供給に関すること 8. 救援物資供給体制の確立に関すること 9. 緊急輸送の調整に関すること 10. 必要車両の確保および緊急通行車両の現地運用に関すること 11. 庁用自動車の配備計画に基づく運用に関すること 12. 災害応急対策資機材の購入、集配、管理に関すること 13. 義援金品の受付、管理、配分に関すること ※人的支援受入れ担当および物的支援受入れ担当の分掌事務 ①県災害時緊急派遣チーム・災害対策現地情報連絡班の受入れ ②県（支援受入れチーム等）との連絡調整・被害状況等を踏まえた県への支援の要請等 ③受援に関する状況把握・ニーズの取りまとめ・庁内調整 ④支援組織の活動拠点の選定 ⑤支援組織の受入れおよび連絡調整体制の構築 ⑥協定を締結している市町村との連絡調整 ⑦自主的な支援の申し出先との連絡調整 ⑧支援の受入状況の全体管理 ⑨支援の継続・終了の調整
【復旧対策班】 班長： 施設建設課長 副班長： 都市計画課長	* 都市計画課 * 施設建設課 * 土地区画整理課 * 交通商工課 * 農政課 * 農業委員会事務局 * 上下水道課 * 総合行政委員会事務局	◆主な分掌事務： 災害時における住民の緊急救出並びに町管理施設等の応急復旧対策に関すること 1. 自主防災組織および消防署、消防団並びに警察機関などと連携した住民の緊急救出に関すること 2. 河川・道路・橋梁等の被害状況調査並びに町管理施設の被害状況調査に関すること 3. 農道、水路、農地および公共施設等の農林業施設等の被害状況調査に関すること 4. 二次災害の防止に関すること 5. 危険地域、危険構造物の判定、立入制限に関すること 6. 緊急輸送路および避難路の確保等交通対策に関すること 7. 被災現場における災害応急復旧対策活動に関すること 8. 建設業者等との支援協力についての調整に関すること 9. 河川構造物や道路構造物の緊急補修、緊急規制措置に関すること 10. 応急仮設住宅の確保に関すること 11. 応急復旧対策を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること 12. 災害時における町施設の応急復旧対策に関すること

【要配慮者支援班】 班長： 地域福祉課長 副班長： 子育て・健康 課長	* 地域福祉課 * 子育て・健康課	◆主な分掌事務： 避難行動要支援者の避難収容、安全確保に関すること 1. 避難行動要支援者の避難誘導および救護に関すること 2. 男女の人権、ニーズに配慮した避難収容に関すること 3. 福祉避難所の確保、開設、収容に関すること 4. 乳幼児、児童並びに生徒の避難収容、保護に関すること 5. 災害時における各種福祉施設、体育および社会教育団体との協力、連携に関すること 6. 避難所における運営の支援に関すること 7. 要配慮者の医療対応に関すること
--	------------------------------	--

班	課 名	分 掌 事 務
【避難誘導班】 班長： 教育総務課長 副班長： 生涯学習課長	＊教育総務課 ＊生涯学習課 ＊会計課 ＊各学校 ＊消防本部 ＊消防団	◆主な分掌事務： 住民の安全確保および避難誘導と収容に関すること 1. 避難所の開設、運営、避難所の安全確保に関すること 2. 避難準備、避難指示の実行に関すること 3. 住民の避難誘導、安全確保に関すること 4. 小・中学校との避難者の受入れ・避難施設の調整に関すること 5. 避難所の管理並びに運営に関すること 6. 避難所内での炊き出し支援、救護措置のための空間の確保、 救援物資の配布に関すること 7. 避難者の把握に関すること（避難者名簿の作成） 8. 学校における応急教育の実施に関すること 9. 住民からの災害情報提供内容の整理や報告 10. 住民からの災害相談に関すること 11. 要搜索者名簿の作成に関すること 12. その他住民の避難誘導、避難所の収容に関すること
【医療防疫班】 班長： 環境保全課長 副班長： 総合保健福祉 センター所長	＊環境保全課 ＊子育て・健康課 （総合保健 福祉センター）	◆主な分掌事務： 医療、救護、防疫、衛生に関すること 1. 医療、救護、助産活動に関すること 2. 防疫、衛生確保活動に関すること 3. 医療関係者の確保に関すること 4. 救護所の設置、運用に関すること 5. 医療機関、医療ボランティア等との連絡調整に関すること 6. 重傷者の搬送に関すること 7. 遺体の検視および保管、埋葬に関すること 8. 災害時廃棄物処理やがれきの処理に関すること 9. 仮設トイレの確保および設置に関すること 10. 医療衛生活動に必要な資機材や医薬品などの確保に関する こと 11. 医療機関からの被害状況の集約および報告、応急復旧計画 に関すること 12. 応急復旧を実施するための医療関係者に対する支援要請に 関すること 13. 災害地における伝染病、感染症等の防疫・予防対策に関する こと 14. 被災者へのこころのケアや栄養指導に関すること 15. その他、医療防疫活動に関すること
※消防団 消防団長 消防副団長	＊第1分団～ 第6分団	1. 消防または水防活動に関すること 2. 災害時における救助・救出活動、警戒巡視、住民の避難誘導、 災害防ぎょ活動に関すること 3. 特別警戒活動に関すること

苧田町避難行動要支援者 避難支援プラン

全体計画

苧田町

平成23年3月

目 次

1	基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）	1
2	避難支援プランの対象者の考え方（範囲）	1
3	避難行動要支援者名簿の作成および適正管理	1
4	要配慮者名簿の作成	2
5	避難支援体制（各部局や関係機関の役割分担等）	3
6	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	3
7	ハザードマップ等の整備・活用方法	4
8	避難誘導の手段・経路等	4
9	避難所における支援方法	5
10	要配慮者避難訓練の実施	6
11	避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方	6

1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

近年、高齢者や障害者など、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

避難行動要支援者に対する避難支援については、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要配慮者マップを作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要がある。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

避難支援プランの対象者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々とする。

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要配慮者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

3 避難行動要支援者名簿の作成および適正管理

町内における要配慮者を把握するため、町が保有する情報から避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

（1）避難行動要支援者名簿対象者

- 介護保険における要介護・要支援認定者
- 障害者（知的・身体・精神障害）
- 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

○妊産婦および乳幼児

○その他上記の者に準じる状態にあり、避難行動要支援者名簿への登録を申し出た者

(2) 情報の収集

避難行動要支援者名簿を作成するため、苅田町個人情報保護条例第9条の規定に従い、町の保有する台帳から、対象者の情報を収集するものとする。

(3) 保管及び取扱いの制限

作成された避難行動要支援者名簿は、苅田町個人情報保護条例に基づき適正に保管するとともに、町および関係機関等の守秘義務が課せられた者のみの取扱いとする。

4 要配慮者名簿の作成

災害発生時に避難支援や救助を行うには、関係者間の情報の提供・共有が不可欠であり、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。そこで、本町では、情報提供に同意し、本支援プランに基づき登録申請を行った者について、台帳を作成し、関係者間で共有するものとする。

<登録方法>

要配慮者の登録は、「手上げ方式」または「同意方式」によるものとする。

●手上げ方式

避難支援プランの対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生委員・児童委員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出しなければならないものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

このため、町は、広報、ホームページ等を利用して、要配慮者登録制度を広く周知する。

●同意方式

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において、支援が必要な人を把握し要配慮者名簿への登録を直接働きかける。登録に際しては、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要配慮者から同意を得る。

5 避難支援体制（各部局や関係機関の役割分担等）

役場内に、組織として「要配慮者支援班」を設ける。要配慮者支援班の構成及び業務は以下のとおりとする。

①【構成】

平常時：防災関係部局及び福祉関係部局

災害時：災害対策本部内

②【業務】

平常時：要配慮者情報の収集・共有

要配慮者名簿の整理・管理

関係機関、関係団体との調整 等

災害時：避難準備情報等の伝達業務

安否確認・避難状況の把握

関係機関、関係団体等との連携・情報共有 等

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要配慮者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自治会組織、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。避難支援者の選定に当たっては、要配慮者に対し、要配慮者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要配慮者の支援が困難となる場合もあり、要配慮者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、要配慮者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要配慮者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

6 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

避難勧告・指示等の発令については、判断基準を明確化するものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

避難準備情報等については、町から各自治会長、自主防災組織の代表者、福祉関係者等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者へ伝達する。

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報を伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

避難行動要支援者支援班から、防災無線、電話、ファックスその他の方法により、避難準備情報等の情報を伝達する。

3. 情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、災害対策本部が行う。

さらに、避難行動要支援者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要配慮者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

7 ハザードマップ等の整備・活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の避難行動要支援者に関する情報を共有し、これらの情報とハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、ハザードマップを用いて避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、浸水、土砂災害、津波・高潮災害等に備えるものとする。

8 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス（掘り下げ式道路）などの危険な箇所を避け、要配慮者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9 避難所における支援方法

（１）避難所における環境整備

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等を設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（２）福祉避難所の指定

町は、要配慮者が、相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活できる環境が整備された福祉避難所を災害時に確保するため、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、福祉避難所の指定に努める。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

10 要配慮者避難訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。このため、自主防災組織等が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実や地域全体の防災意識の向上を図る。

11 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要配慮者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら避難支援プラン（個別計画）を策定する。

（１）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要配慮者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要配慮者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、支援者については、あらかじめ要配慮者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要配慮者本人、その家族及び町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要配慮者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

（２）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、要配慮者の個人情報が多く含まれている。したがって、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の

協力を得て更新を行う。

（３）個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先とした者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。